

経 営 事 項 審 査 申 請 の 手 引

(埼玉県知事許可業者用)

令和 7 年 7 月改訂版

申請前に書類の不備不足がないか御確認ください。

申請受理後は、原則、申請内容の変更はできません。

※ 虚偽申請を行った場合、建設業法第28条の規定に基づき監督処分の対象となるほか6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科せられる場合があります。
また、入札参加している国又は地方自治体等の判断により、抹消・指名停止等になります。



埼 玉 県



埼玉県のマスコット「コバトン」

目 次

1 経営事項審査制度の概要

(1)	経営事項審査とは	1
(2)	審査基準日と審査対象事業年度	1
(3)	有効期間（公共工事を直接請け負うことができる期間）	1
(4)	経営事項審査の仕組み	1
(5)	申請手順（郵送による場合）	1
(6)	申請方法（郵送による場合）	1
(7)	申請手順・申請方法（電子申請システムによる場合）	1
(8)	申請ができる方	1
(9)	審査手数料	2
(10)	審査手数料の納付方法	2
(11)	返送書類（控え）について	4

2 申請に必要な提出書類

(1)	申請書類	5
(2)	その他添付書類	5
(3)	確認書類	6

3 申請書の記入方法

(1)	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001 帳票）の記入例	12
	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の記入方法	14
(2)	工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）の記入例	18
	工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高の記入方法	19
	工事種類別完成工事高付表／工事種類別元請完成工事高付表（様式第1号）について	21
	工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高付表（様式第1号）の記入例	22
(3)	その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）の記入例	23
	その他の審査項目（社会性等）の記入方法	24
(4)	技術職員名簿（20005 帳票）の記入例	28
	技術職員名簿の記入方法	29
	資格区分コード表	30
(5)	工事経歴書の記入例と記入方法	36

4 その他の書類の記入例

(1)	窓口キャッシュレス決済貼付用紙記入例	40
(2)	技術職員略歴書記入例	41
(3)	建設機械等の保有状況記入例	42
(4)	経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）記入例	44
(5)	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）記入例	49
(6)	CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）記入例	50
(7)	CPD単位内訳一覧表（埼玉県経営事項審査申請用）記入例	51
(8)	技能者名簿（様式第5号）記入例	52

5	特殊な事例の場合の記入例	
(1)	決算期を変更した場合の記入例	5 3
(2)	法人設立日（事業開始日）を審査基準日とする場合の記入例	5 4
(3)	法人設立後（事業開始後）最初の決算日を審査基準日とする場合の記入例	5 5
6	主な問い合わせ先一覧	
(1)	申請に関する問い合わせ・相談・連絡先	5 6
(2)	その他の審査項目（社会性等）関係機関連絡先	5 6
(3)	技術者の資格に関する問い合わせ・相談・連絡先	5 6
(4)	登録経営状況分析機関一覧表	5 7
7	経営事項審査を受けなければ請け負うことのできない公共工事発注者一覧	5 7
8	総合評定値の計算方法	5 9

1 経営事項審査制度の概要

(1) 経営事項審査とは

公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者に義務付けられた審査(建設業法第27条の23)。
公共工事各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者の資格審査を行います。経営事項審査の結果を利用しますので、入札参加を希望する建設業者は必ず経営事項審査を受ける必要があります。

(2) 審査基準日と審査対象事業年度

原則として申請をする日の直前の事業年度終了の日(直前の決算日)が**審査基準日**となります。
また、申請日の属する事業年度開始日の直前1年(12か月)を**審査対象事業年度**といいます。

(例) 令和7年3月31日が決算日の法人が、同年7月に経営事項審査を申請する場合

- ・ 審査基準日：令和7年3月31日
- ・ 審査対象事業年度：令和6年4月1日から令和7年3月31日

(決算期変更等がある場合は、審査対象事業年度と会計年度に相違が生じます。)

(3) 有効期間(公共工事を直接請け負うことができる期間) 審査基準日から1年7か月間

公共工事を受注する場合、請負契約締結日時点で有効な結果通知書が交付されている必要があります。
毎年受注しようとする場合、有効期限切れをしないよう毎年決算後速やかに受審してください。

(例) 令和7年3月31日が決算日の法人の場合→令和8年10月31日に有効期限切れ

(4) 経営事項審査の仕組み 経営状況分析及び経営規模等評価を基に「総合評定値」を算定(該当する業種の建設業の許可が必要)。

審査の名称	審査内容	審査機関
経営状況分析	経営状況	登録経営状況分析機関
経営規模等評価	経営規模、技術力、社会性等	埼玉県

(5) 申請手順(郵送による場合) 次の順番で行っていただきます。

- ① 経営状況分析の受審と結果の受領 / 各登録経営状況分析機関にお問い合わせください。(57頁参照)
- ② 経営規模等評価等の受審と結果の受領 / 埼玉県に経営規模等評価を申請及び総合評定値を請求
※②はオンライン完全予約制。

「埼玉県経営事項審査スマート予約システム」(<https://saitama-keishin01-smart.resv.jp/>)で予約し、5頁以降の「申請に必要な提出書類」を建設管理課に**審査前必着**(納付方法が電子申請・届け出サービスの場合は約1週間前必着)で**郵送**してください。

「〒330-9301」と「建設管理課 審査・指導監督担当(経営事項審査)」を記入すれば、住所省略可。



(6) 申請方法(郵送による場合)

入札参加等を希望の場合、経営規模等評価結果通知書と総合評定値通知書の発行を申請してください。申請書は信書に該当するため、宅配便の配送による受理はできません。返信用封筒は、予約時に指定いただく申請書控え及び結果通知書の郵送先によって必要の有無が異なります。予約システムでの案内に従ってください。また郵送していただく際には封筒表面の余白に予約日時のご記入をお願い致します。

(7) 申請手順・申請方法(電子申請システムによる場合)

『電子申請システムによる経営事項審査申請のご案内』を参照してください。

(8) 申請ができる方

① 個人の申請者 → 申請者本人
② 法人の申請者 → 当該法人の代表者
③ 委任を受けた行政書士

※委任状の提出がない場合は、結果通知書の発送・不備の連絡・審査手数料の返金等は、すべて申請者に対して行います。また行政書士法の規定により、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士以外の者が官公署に提出する書類（電子申請を含む）を作成すること（報酬を得て、業とすること）はできませんのでご注意ください。

経営規模等評価及び総合評定値の申請手数料は、次のとおりです。

申請業種	経営規模等評価	総合評定値	手数料の計	申請業種	経営規模等評価	総合評定値	手数料の計
1業種	10, 400	600	11, 000	16業種	44, 900	3, 600	48, 500
2業種	12, 700	800	13, 500	17業種	47, 200	3, 800	51, 000
3業種	15, 000	1, 000	16, 000	18業種	49, 500	4, 000	53, 500
4業種	17, 300	1, 200	18, 500	19業種	51, 800	4, 200	56, 000
5業種	19, 600	1, 400	21, 000	20業種	54, 100	4, 400	58, 500
6業種	21, 900	1, 600	23, 500	21業種	56, 400	4, 600	61, 000
7業種	24, 200	1, 800	26, 000	22業種	58, 700	4, 800	63, 500
8業種	26, 500	2, 000	28, 500	23業種	61, 000	5, 000	66, 000
9業種	28, 800	2, 200	31, 000	24業種	63, 300	5, 200	68, 500
10業種	31, 100	2, 400	33, 500	25業種	65, 600	5, 400	71, 000
11業種	33, 400	2, 600	36, 000	26業種	67, 900	5, 600	73, 500
12業種	35, 700	2, 800	38, 500	27業種	70, 200	5, 800	76, 000
13業種	38, 000	3, 000	41, 000	28業種	72, 500	6, 000	78, 500
14業種	40, 300	3, 200	43, 500	29業種	74, 800	6, 200	81, 000
15業種	42, 600	3, 400	46, 000				

経営規模等評価手数料	→	1申請当たり	8,100円	総合評定値通知手数料	→	1申請当たり	400円
		1業種当たり	2,300円			1業種当たり	200円

- 国又は他の都道府県に許可換え申請中の方が埼玉県に経営事項審査の申請をされた場合、その結果通知書が発行される以前に他の行政庁の許可を受けた場合、埼玉県では結果通知書を発行できません。この場合、審査手数料の返還はできませんので、御注意ください。
- 埼玉県が受けた申請については、その受付後に発覚した事由によって結果通知書が発行できなくなった場合や、その後結果通知書が不要となった場合も、審査手数料の返還はできません。

① 郵送による申請の場合

- パソコン・スマートフォンから同サービスにアクセスし、簡単な項目を入力することで、インター

ネットバンキング（Pay-easy）、クレジットカード、コード決済による電子納付ができるようになりました。

必ず、「埼玉県経営事項審査スマート予約システム」で申請の予約をした後に申込みをしてください。予約日を入力せずに納付の申込みはできません。

申込みが遅れた場合や、予約日までに納付が確認できない場合は、結果の通知もその分遅れることとなりますのでご注意ください。

（参考）納付までの流れ

- ①「埼玉県経営事項審査スマート予約システム」にて予約をする。
- ②「埼玉県電子申請・届出サービス」にて納付の申込みをする。
* サイト内の検索キーワードには「経営事項審査」又は「経営規模」と入力。
- ③申請書一式を、埼玉県庁建設管理課審査指導監督担当宛に郵送する（予約日の1週間前までをお願いします）
- ④埼玉県から納付を知らせるメールが届いたら（審査日2～3日前）、手数料を納付する。

2. 窓口でのキャッシュレス決済

申請書が県に到達していれば、建設管理課の窓口でお支払い頂けます。他の用事等で県庁までお越しいただいた場合にご利用ください。事前に窓口キャッシュレス決済県控え貼付用紙に許可番号、申請者、納付者をご記入の上お持ちください。

（用紙は埼玉県庁ホームページ内経営事項審査様式集に掲載しています）

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/keishin/03_tebikiyousiki.html

（使用可能な決済ブランドは埼玉県庁ホームページに掲載しています）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassyuressu.html>

受付時間は、午前9時00分から午前11時15分まで及び午後1時00分から午後4時00分までとなります。

3. 納付書による納付

上記1、2による納付方法によれない場合は、納付書による納付ができます。なお、審査予約日から納付書が到達するまで3～4日程度を要します。結果の通知もその分遅れることとなりますのでご注意ください。 **また、納付書送付用封筒（長形3号）に送付先をご記入の上、同封してください。**

普通郵便で送付の場合は切手不要、速達またはレターパックでの送付を希望される場合は郵送料のご負担をお願い致します。

（特定記録、簡易書留での発送はできません。）

（予約日以降の発送となり、事前の発送はしておりません。書類を持参した場合も同様となります。）

（参考）納付までの流れ

- ①「埼玉県経営事項審査スマート予約システム」にて予約をする。
- ②申請書一式を埼玉県庁建設管理課審査指導監督宛に郵送する
- ③納付書を最寄りの金融機関に持参して、手数料を納付してください。
- ④納付後、県から送付された「納付書兼領収書」控えを建設管理課までファックスで送信する。（ファックス番号048-830-4867）

② 電子申請システムによる申請の場合

『電子申請システム（JCIP）のご案内』を参照してください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/keishin/04_jcip.html

(11) 返送書類（控え）について

控えとして収受印を押し、返送する書類は下記のみとなります。

- ・ 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001 帳票）（表紙及び2枚目）
- ・ 工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）
- ・ その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）
- ・ 技術職員名簿（20005 帳票）
- ・ 建設機械等の保有状況（埼玉県経営規模等評価申請用）

※「経営状況分析結果通知書」や「委任状」などを余分に提出した場合も返却はできません。

2 申請に必要な提出書類 ※様式は県ホームページに掲載しています。最新のものを使用してください。

(1) 申請書類【A4片面印刷】

No.	提出書類	説明
1	予約受付完了メールの写し	予約手続完了後に、経営事項審査スマート予約システムから配信される「予約受付完了」メールの全文を印刷したもの。
2	窓口キャッシュレス決済 県控え貼付用紙	「埼玉県電子申請・届出サービス」「納付書」で納付の場合は 不要 。 許可番号・申請者・納付者を記入すること。
3	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 (20001 帳票) (表紙及び2枚目)	番号順に並べたものを 3部 提出すること。 金額は、課税業者は税抜、 免税業者は税込、 千円未満端数切り捨てで記入すること。
4	工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高 (20002 帳票)	
5	その他の審査項目 (社会性等) (20004 帳票)	
6	技術職員名簿 (20005 帳票)	
7	委任状	行政書士が代理人として申請する場合に提出すること。 委任者の押印があること。写しも可。
8	経営状況分析結果通知書	原本を1部、写しを1部 それぞれ提出すること。

(2) その他添付書類【A4片面印刷】

9	工事経歴書 (様式第二号)	原則 審査対象事業年度の申請業種分を提出すること。 例外 (1) 積み上げを行う→積み上げ元の業種分の提出も必要 (2) 前期未受審→前期分の提出も必要 (20002 帳票項番31で3年平均を選択する→前期分と前々期分の提出も必要)
10	建設機械等の保有状況 (埼玉県経営規模等評価申請用) ※2部提出すること ※リース契約が審査基準日から1年7か月以内に終了し、引き続き保有する場合は、リース契約に関する申出書部分も記入	審査基準日時点で①から⑨の建設機械等を保有している場合は提出すること。 ①ショベル系掘削機 ②ブルドーザー (自重3t以上) ③トラクターショベル (バケット容量0.4m³以上) ④モーターグレーダー (自重5t以上) ⑤移動式クレーン (つり上げ荷重3t以上) ⑥ダンプ車 (自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの (<u>備考欄に積載物が土砂以外のものである旨の記載がある場合を除く</u>)) ⑦高所作業車 (作業床の高さ2m以上) ⑧締固め用機械 (「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」「ハンドガイドローラー (自走可能なものに限る)」) ⑨解体用機械 (「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」) ※同一のベースマシンによる場合は1台のみ計上可能

11	工事種類別完成工事高付表／工事種類別元請 完成工事高付表（様式第1号）	完成工事高の積み上げを行う場合は提出すること。 提出の際は No.4（20002 帳票）と No.5（20004 帳票）の間に挟んで添付すること。（1部のみ）
12	技術職員略歴書（埼玉県経営事項審査申請用）	実務経験年数を必要とする資格保有者の場合は提出すること（41頁参照） 前回受審時に提出している略歴書の場合は、 提出不要 （業種コードを変更・追加した場合は必要）
13	経理処理の適正を確認した旨の書類 （様式第2号及び別添の確認項目）	公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに1級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した場合に提出すること。（項番61で計上した者に限る）
14	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）	高年齢者雇用安定法の対象者で、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿掲載者がいる場合に提出すること。 ※常時10人以上を雇用している場合は、就業規則のうち、労働基準監督署受付印のある表紙及び継続雇用についての該当頁も提出すること。
15	CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）	CPD単位を取得した者がいる場合に提出すること。
16	技能者名簿（様式第5号）	能力評価（レベル判定）対象者がいる場合に提出すること。
17	CPD単位内訳一覧表 （埼玉県経営事項審査申請用）	CPD単位を取得した者がいる場合に提出すること。 申請書を手書きで作成する場合は、不要。
18	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）	審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事（下記ア～ウ除く）で、下記①、②の措置を実施している場合に提出すること。 ①建設キャリアアップシステム（CCUS）上での現場・契約情報の登録 ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備 対象外の工事 ア 日本国内以外の工事 イ 建設業法施工令で定める軽微な工事 ウ 災害応急工事
19	（様式）「資本性借入金」該当証明書	経営状況分析の申請時に提出した場合に写しを提出すること。

（3）確認書類【返却しないため、原本ではなく写し（なるべく両面コピー）】

（審査後に処分します。原本を提出するなどして万が一損害が発生しても、本県は一切の責任を負いませんので、
予め御了承ください。）

20	建設業許可通知書又は証明書	申請日現在有効なものを全許可業種分提出すること。
21	建設業許可申請書の副本	原則 申請日及び審査基準日時点で有効な、受付印のある表紙及び「役員等の一覧表」を提出すること。 例外 （1）役員変更等の変更届を提出済→変更届の提出も必要

		(2) 更新申請手続中→受理印のある更新申請書の副本の提出も必要
22	変更届出書（決算報告書）のうち、 ①収受印のある表紙 ②直前3年の各事業年度における工事施工金額 ③損益計算書	審査対象事業年度分のみの提出で可。 留意事項 経営事項審査の受審には、必ず事前に審査対象事業年度分を届け出ていなければならない。
23	消費税及び地方消費税の確定申告書控え（第一表）	免税業者は不要。（インボイス制度導入に伴い、審査対象事業年度途中で課税業者になった場合は必要） 収受日付印は不要。
24	消費税及び地方消費税の納税証明書（その1）	納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等を証明するもの 免税業者についても「納税額なし」と記載あるものが必要
25	前回受けた経営事項審査の ① 申請書の控え ② 結果通知書	申請書は、受理印のある20001、20002、20004及び20005の各帳票及び「建設機械等の保有状況（提出している場合のみ）」を提出すること。 ※初めて申請する場合を除く
26	① 労働保険概算・確定保険料申告書（保険料納入通知書） ② 領収済通知書（領収書）	分納の場合は、審査基準日を含む期の分のみの提出で可。 〔審査基準日〕 4/1 ～ 7/31 → 第1期分 8/1 ～ 11/30 → 第2期分 12/1 ～ 3/31 → 第3期分 ※法人の役員、個人事業主、同居の親族のみで構成されるなど雇用保険が適用除外とされた場合は不要 ※労働保険事務組合委託の場合は、労働保険事務組合発行の加入証明書又は保険料納入通知書及び領収書の提出が必要
27	健康保険・厚生年金保険の領収書等	審査基準日を含む月分保険料の領収済額通知書を提出すること。 ※従業員4人以下の個人事業主で適用除外の場合は不要 ※健康保険の適用除外承認を受けて土建国保等の国民健康保険に加入している場合も提出が必要（健康保険料0円表示） ※健康保険を健康保険組合で加入している場合は、組合の保険料領収書も提出すること
28	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用）	加入している場合は提出すること。
29	退職一時金制度 若しくは企業年金制度の導入 を確認できる書類	導入している場合は提出すること。 ＜退職一時金制度＞ 次のいずれかを提出すること。 ア 中小企業退職金共済制度の加入証明書又は掛金領収書 イ 特定退職金共済団体制度の加入証明書又は掛金領収書 ウ 就業規則（労働基準監督署の受付印のあるもの） エ 労働協約 ※ウ及びエの場合、退職手当の定めがあること ＜企業年金制度＞ 次のいずれかを提出すること。 オ 厚生年金基金の加入証明書又は審査基準日を含む月分の領収書 カ 保険会社等との適格退職年金契約書

		キ 確定拠出年金運営管理機関の確定拠出年金加入証明書（企業型） ク 確定給付企業年金基金の加入証明書（基金型企業年金） ケ 資産管理運用機関との間の契約書（規約型企業年金）
30	法定外労働災害補償制度の加入証明書	以下のいずれかに加入している場合は提出すること。 ①（公財）建設業福祉共済団 ②（一社）全国建設業労災互助会 ③中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者 ④（一社）全国労働保険事務組合連合会 ⑤保険会社 ※加入証明書は、保険会社（支店を含む）が発行したものに限る。代理店や個人名で発行したものは不可。 ただし、次の全ての要件を満たしているものに限る。 ア 業務災害と通勤災害の両方を対象 イ 直接の使用関係にある職員及び全ての下請負人を対象 ウ 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償 エ 全ての工事（共同企業体及び海外工事は除く）を補償
31	最初に受けた建設業許可の通知書	経営事項審査を初めて申請する場合は提出すること。
32	再生手続又は更正手続開始決定通知書	平成23年4月1日以降の申立てに係る再生又は更生手続開始の決定を受け、終結の決定を受けていない場合は提出すること。
33	① 防災協定書 ② 防災協定締結団体の加入証明書 （※加入証明書は防災協定締結証明書でも可）	防災協定を締結している場合は提出すること。 加入証明書は、申請者が審査基準日現在、防災活動に対し一定の役割を果たすことが確認できること。 ※申請者が直接締結している場合、加入証明書は不要
34	法令遵守の状況を確認できる書類	審査対象事業年度に次の処分を受けた場合は提出すること。 ・営業停止処分を受けた場合→営業停止命令書の提出が必要 ・指示処分を受けた場合→指示書の提出が必要
35	監査の受審状況を確認できる書類	・会計監査人を設置している場合は、有価証券報告書及び会計監査人の設置が記載された登記簿謄本（無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているものに限る）の提出が必要 ・会計参与を設置している場合は、会計参与報告書及び会計参与設置が記載された登記簿謄本又は定款の提出が必要
36	公認会計士等の資格者証	常勤役職員の中に公認会計士、税理士、1級又は2級の登録経理試験合格者がいる場合に提出すること。 ・公認会計士または税理士の場合→公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者または所属税理士会が認定する研修を受講した者 ・1級又は2級の登録経理試験合格者の場合→合格証又は登録経理講習修了証（審査基準日において、合格又は講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していないこと）の提出が必要

		※建設業経理事務士は、登録経理試験合格者と同様の扱いとなる ※審査基準日時点の在籍が確認できる書類の提出が必要（No. 39 参照）
37	研究開発の状況を確認できる注記表 （変更届出書（決算報告書）の副本）2期分	会計監査人設置会社で研究開発費を計上している場合は提出すること。
38	① 建設機械等の保有が確認できる書類 ② 法定検査の実施等が確認できる書類	No. 10 を提出する場合は以下を提出すること。 ① 保有が確認できる書類について次のア～エのいずれか （前回受審時に「所有」で評価対象となった場合は省略可） ア 売買契約書又は販売店発行の販売証明書 イ 自動車検査証（ダンプ車、移動式クレーンの場合） ※電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項も提出すること ※リース契約の場合は、リース契約書またはリース契約証明書も提出すること ウ 法人税申告書の減価償却に関する明細書 エ リース契約書又はリース契約証明書 ② 審査対象事業年度内の法定検査の実施等が確認できる書類 （詳細な要件は No. 8 参照） ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、 モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用 機械 → 特定自主検査記録表または特定自主検査実施時期証 明書（新車の場合） ・移動式クレーン → 移動式クレーン検査証 ・ダンプ車 → 自動車検査証
39	エコアクション21、ISO認証登録 証明書	エコアクション21、ISO9001又は14001認証が ある場合は提出すること。 ※認証範囲に建設業及び建設業法上の全ての営業所が含まれていること
40	常勤性を確認できる書類 ※常勤性…審査基準日において、6か月を超 える恒常的な雇用関係があること	技術職員名簿、CPD単位を取得した技術者名簿、技能者名簿に記 載がある者は（１）～（３）のいずれかを提出すること。 原則 （１）～（３）の優先順位で提出すること。 （１）社会保険被保険者標準報酬決定通知書 （２）住民税特別徴収税額通知書 （３）給与明細書及び出勤簿等の出勤日数を確認できる書類 ■（１）は通知書受理後から審査基準日までの間に職員の採用 又は退職があった場合、当該職員の「被保険者資格取得確 認及び標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格喪失届」が 必要。 ■（１）は日本年金機構（年金事務所）発行のものに限る。 ■（１）（２）は審査基準日を含む年度分（新規掲載者につ いては前年度分も必要） <参考例①>

		審査基準日が令和7年3月31日の場合は、令和6年度中に発行されたもの（新規掲載者は令和5年度分も） <参考例②> 審査基準日が令和7年4月30日の場合は、令和7年度中に発行されたもの（新規掲載者は令和6年度分も） ただし、提出日時点において、当年度分の（１）（２）のいずれも発行されていない場合に限り、前年度分（新規掲載者は前々年度分も）の書類で可とする。その場合は、書類の余白に当年度分が発行されていない旨記載のこと。 ■（３）は審査基準日を支給算定とする月以前7か月分とその翌月分を提出すること。 ■（３）は基本賃金が埼玉県 lowest賃金未満の場合や勤務時間、出勤日数が少ない場合は、常勤性が認められないことがある。 ■被保険者整理番号等は黒塗りする等マスキング処理を施して提出すること。 ■技術職員名簿の通番を裏付け書類の該当人物箇所にも記載すること。 例外 ア 常勤役員の場合 法人税の確定申告に使用した勘定科目内訳明細書「⑭役員給与等の内訳書」を提出することも可。 イ 他社からの出向者の場合 出向契約書又は出向協定書と出向元の社会保険標準報酬決定通知書（出向契約書等については、1年以上かつ審査基準日前6か月超の出向期間、出向者の身分保障及び指揮監督権について、出向者への給与支払い及び社会保険料負担について定められていること）を提出すること。 ウ 個人事業主の場合 代表者：所得税の確定申告書（第1表） 常勤専従者：所得税の確定申告書（第2表）を提出することも可。
41	技術職員の資格者証等	30頁の「資格区分コード表」の必要な確認書類を提出すること。 ※20005帳票の掲載順に揃えること。 ※有効期間の定めがなく、前回受審時に提出しているものは提出不要。
42	技術職員が取得したCPD単位数を証する書面等	該当者がいる場合は提出すること。 いずれか一団体分のみ。複数団体分は認めない。
43	能力評価（レベル判定）結果通知書	該当者がいる場合は提出すること。
44	施工体制台帳の作業員名簿	技能者名簿（様式5号）を作成する場合は提出すること。 審査基準日以前3年間の工事のうち、いずれかを提出すること。 下記が記載された部分を提出すること。

		(1) 氏名、生年月日及び年齢 (2) 職種 (3) 医療保険、厚生年金、雇用保険の加入状況等 ※今後変更の可能性もあるが、その際はホームページ等で告知する。
45	① 監理技術者資格者証 ② 監理技術者講習修了証	20005 帳票に 1 級監理受講者を記入する場合は提出すること。
46	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況に関する認定通知書	次の各法令に基づいて認定を受けている場合はそれぞれ提出すること。 ①女性の職業生活における活躍の促進に関する法律 えるぼし認定（第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階）、 プラチナえるぼし認定 ②次世代育成支援対策推進法 くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定 ③青少年の雇用の促進等に関する法律 ユースエール認定
47	工事経歴書に記載した工事のうち、 請負代金の大きい順に上位 3 件の契約書等 ※複数の工事が一枚の請求書等に記載されている場合、当該工事箇所が明確になるようにして提出すること。(マーカーや付箋に記入するなど) ※①工事種類ごと②順位ごとに並べて提出すること。	業種毎に元請、下請関係なく請負代金の大きい順に上位 3 件の、次のいずれかを提出すること。(期をまたぐ場合も<u>今期計上金額</u>で判断します) ※積み上げを行う場合は、審査対象事業年度の積み上げ元の業種分も提出すること。 ア 工事請負契約書 イ 注文書及び請書（片方のみの場合は、追加書類を求めることがある） ウ 請求書及び領収書（領収書がない場合は、入金が確認できる通帳の写し等） ※領収金額（入金額）が請求書に対して少ない場合は、裏付書類に理由を記載のこと。 ※必要に応じて事後に追加で提出を求めることがある。 ※工事経歴書が 2 件以下の記載の場合は、裏付けも記載件数分で良い。
48	契約後 V E による契約減額が証明できる発注機関発行の証明書	契約後 V E による縮減変更前の契約額で評価をする完成工事高の評価の特例を利用した場合に提出すること。

(1) 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(20001帳票)の記入例

(用紙 A 4)

20001

經營規模等評價申請書
~~經營規模等評價再審査申立書~~
総合評定値請求書

令和 3 年 6 月 1 日

~~建設業法第27条の2第2項の規定により、経営組織等詳細の公表者の申立てにより、~~

建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

不要なものを消す

押印は不要

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
埼玉県知事 殿

さいたま市浦和区高砂 3-15-1
 県庁建設工業 株式会社
 代表取締役 埼玉 太郎

由讀者

行政庁側記入欄		項番		請求年月日		土木事務所コード		整理番号																	
申請年月日		令和							令和							許可番号が変更になった場合にのみ記入 (許可更新で番号の変更がない場合は空欄とする)									
申請時の番号		大臣知事	コード			国土交通大臣知事	許可(一般特)			第							和							許可年月日	
前回の申請時の番号		大臣知事	コード			国土交通大臣知事	許可(一般特)			第							令								
審査基準日		令和																							
申請等の区分																									
処理の区分																									
法人又は個人の別																									
商号又は名称のフリガナ																									
商号又は名称																									
代表者又は個人の氏名のフリガナ																									
代表者又は個人の氏名																									
主たる営業所の所在地市区町村コード																									
主たる営業所の所在地																									
郵便番号																									
許可を受けている建設業																									
経営規模等評価対象建設業																									

企業の単独決算の資本金額(出資総額)を記入
(経営状況分析を単独決算で受審した場合は、「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額)
(経営状況分析を連結決算で受審している場合は、別記様式第15号の資本金の額となる)
※申請者が個人の場合は空欄

申請者が法人の場合、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する法人番号)を記入
※申請者が個人の場合は空欄

法人の種類を表す文字については(株)など略号を用いて記入

姓と名の間は1カラム空けて記入

【項番12】によって表される市区町村名に続くところから記入
丁目・番・号は「-」ハイフンを用いて記入

局番との間は「-」ハイフンを用い、左詰めで記入

基準決算を選択:審査基準日の純資産合計(貸借対照表(様式第15号))を記入
2期平均を選択:審査基準日の純資産合計と直前の審査基準日の純資産合計の平均値を記入
(経営状況分析を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入)

(千円未満切り捨て)

項番
自己資本額 1 7 3 5 7 5 0 0 0 0 (千円)
2.2期平均

基準決算 5 0 0 0 0 0 (千円)

直前の審査基準日 1 0 0 0 0 0 0 (千円)

利益額の2期平均を記入(千円未満切り捨て)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 2 0 2 5 0 (千円)

利益額(利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益	2 5 0 0 0 (千円)	5 0 0 0 0 (千円)
減価償却実施額	5 0 0 0 0 (千円)	2 0 0 0 0 (千円)

技術職員名簿に記載された技術職員の合計数

技術職員数 1 9 3 5 8 (人)

経営状況分析の参考値に記載されている営業利益、減価償却実施額を記入
ただし、連結決算、決算期変更、合併・会社分割等で決算期が12か月に満たない場合等の「利益額」は完成工事高と同じ方法で「換算」して算出(52頁参照)

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 0 1

経営状況分析を受けた機関の名称

(一財)建設業情報管理センター

経営状況分析に記載されている登録経営状況分析機関の登録番号、名称を記入

・営業利益は損益計算書の(様式第16号)の科目「営業利益」から記入
・減価償却実施額は法人税申告書別表16(1)、(2)等から記入
(経営状況分析を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入)

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

金額を記入する場合の注意事項

- ・千円単位(千円未満の端数切捨て)で右詰めで記入し、空位のカラムは空白とすること
- ・マイナスは「-」を記入し、「△」等とはしないこと

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

申請内容に係る質問等に対応できる者(代理申請の場合は代理人)の所属・氏名・電話・FAX番号を記入

連絡先

所属等 経理課 氏名 埼玉次郎 電話番号 048-830-5183

ファックス番号 048-830-4867

〔経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の記入方法〕

「申請書等」の欄 入札参加等を希望の場合は、記入例のように「経営規模等評価再審査申立書」、「地方整備局長」及び「北海道開発局長」を二重線で消して、知事の前に「埼玉県」を記入してください。

「申請者」の欄 本店所在地、会社名、代表者名を記入してください。代理申請の場合は、会社名の下に代理人の住所、氏名、電話番号を記入し、委任者印のある委任状を添付してください。

(以下「カラム」という。) で表示された枠内

1 カラムに 1 文字ずつ、数字は右詰め、文字は左詰めで記入してください。

項番 「申請年月日」の欄 何も記入しません。

項番 「申請時の許可番号」の欄 「大臣・知事コード」に「11」を記入してください。「許可番号」及び「許可年月日」は、空位のカラムには「0」を記入してください。許可業種追加等で現在 2 以上の建設業の許可を受けており、許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものを記入してください。

項番 「前回の申請時の許可番号」の欄 変更があった場合のみ記入してください。

項番 「審査基準日」の欄 申請日の直前の事業年度終了の日（12 頁の表「処理の区分」の欄の右欄）に該当し直前の事業年度終了の日以外を審査基準日とするときはその日）を記入し、例えば審査基準日が令和 7 年 3 月 31 日であれば、 年 月 日のように、空位のカラムに「0」を記入してください。

項番 「申請等の区分」の欄 次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。通常は「1」です。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

項番 「処理の区分」の欄の左欄 次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	処理の種類
00	12 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
01	6 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 12 か月未満で終了した事業年度について申請する場合 (例 1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和 6 年 10 月 1 日に当該組織変更の登記を行った場合で令和 7 年 3 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき (例 2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和 6 年 3 月 31 日に終了した場合で事業年度の変更により令和 6 年 12 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和 6 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で令和 7 年 3 月 31 日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和 6 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日 (令和 7 年 3 月 31 日) より前の日 (令和 6 年 11 月 1 日) に申請するとき

「処理の区分」の欄の右欄 次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	処 理 の 種 類
1 0	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 1	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
1 2	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 3	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
1 4	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
1 5	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 6	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
1 7	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 8	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 9	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
2 0	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
2 1	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
2 2	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

項番 0 7 「法人又は個人の別」の欄 法人の場合は「1」を個人の場合は「2」を記入してください。

「資本金額又は出資総額」の欄 株式会社の場合は資本金額を、それ以外の法人の場合は出資総額を記入してください。個人の場合には空欄とします。

「法人番号」の欄 法人の場合は、法人番号を記入してください。個人の場合には空欄とします。

項番 0 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄 カタカナで記入してください。濁音又は半濁音は、例えば「ギ」又は「パ」のように1文字としてください。株式会社等法人の種類を表す文字にはフリガナを記入しません。

項番 0 9 「商号又は名称」の欄 法人の種類を表す文字は、次の表の略号を用いて記入してください。

例 〔株〕県庁建設
彩建設〔有〕

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

項番 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄 カタカナで記入してください。姓と名の間は1カラム空けてください。濁音又は半濁音は、例えばギ又はバのように1文字としてください。

項番 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄 申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入してください。

項番 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄 次の表に従い、該当するコードを記入してください。

コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名
11101	さいたま市西区	11228	志木市	(秩父郡)	
11102	さいたま市北区	11229	和光市	11361	横瀬町
11103	さいたま市大宮区	11230	新座市	11362	皆野町
11104	さいたま市見沼区	11231	桶川市	11363	長瀬町
11105	さいたま市中央区	11232	久喜市	11365	小鹿野町
11106	さいたま市桜区	11233	北本市	11369	東秩父村
11107	さいたま市浦和区	11234	八潮市	(児玉郡)	
11108	さいたま市南区	11235	富士見市	11381	美里町
11109	さいたま市緑区	11237	三郷市	11383	神川町
11110	さいたま市岩槻区	11238	蓮田市	11385	上里町
11201	川越市	11239	坂戸市	(大里郡)	
11202	熊谷市	11240	幸手市	11408	寄居町
11203	川口市	11241	鶴ヶ島市	(南埼玉郡)	
11206	行田市	11242	日高市	11442	宮代町
11207	秩父市	11243	吉川市	(北葛飾郡)	
11208	所沢市	11245	ふじみ野市	11464	杉戸町
11209	飯能市	11246	白岡市	11465	松伏町
11210	加須市	(北足立郡)			
11211	本庄市	11301	伊奈町		
11212	東松山市	(入間郡)			
11214	春日部市	11324	三芳町		
11215	狭山市	11326	毛呂山町		
11216	羽生市	11327	越生町		
11217	鴻巣市	(比企郡)			
11218	深谷市	11341	滑川町		
11219	上尾市	11342	嵐山町		
11221	草加市	11343	小川町		
11222	越谷市	11346	川島町		
11223	蕨市	11347	吉見町		
11224	戸田市	11348	鳩山町		
11225	入間市	11349	ときがわ町		
11227	朝霞市				

項番 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄 市区町村に続く字、番地・号等を、「丁目」、「番」及び「号」等はー（ハイフン）を用いて、例えば高砂3ー15ー1のように記入してください。

項番 **1** **4**「電話番号」の欄 市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば **0** **4**
8 **－** **8** **3** **0** **－** **5** **1** **8** **3** のように記入してください。

項番 **1** **5**「許可を受けている建設業」の欄 申請時の許可業種が一般の場合は「1」を、特定の場合は「2」を次の表の（ ）内の略号のカラムに記入してください。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

項番 **1** **6**「経営規模等評価等対象建設業」の欄 申請業種（総合評定値の請求のみ行う場合は、経営規模等評価の結果の通知を受けた業種）について、上記の表の（ ）内の略号のカラムに「9」を記入してください。積み上げを行う場合は、積み上げ元の業種には記入しないでください。（例：解体を建築一式に積み上げ⇒建築一式のカラムに「9」、解体のカラムは空欄）

項番 **1** **7**「自己資本額」の欄 ①審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は、②基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入してください。また、②を選択した場合は、右の表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額を千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

項番 **1** **8**「利益額（2期平均）」の欄 審査対象事業年度の利益額と前審査対象事業年度の利益額の平均の額（千円未満の端数は切り捨て）を記入してください。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の営業利益及び減価償却実施額をそれぞれ記入してください。（決算期変更、連結決算、合併・会社分割等を行った場合を除く。）

営業利益 ＝ 損益計算書の営業利益額

減価償却実施額 ＝ 「未成工事支出金に係る減価償却費」＋「販売費及び一般管理費に係る減価償却費」＋「完成工事原価に係る減価償却費」＋「兼業事業売上原価に係る減価償却費」＋「その他減価償却費として費用を計上した額」

項番 **1** **9**「技術職員数」の欄 「技術職員名簿」（20005帳票）の合計人数を記入してください。

項番 **2** **0**「登録経営状況分析機関番号」の欄 経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関（57頁）の登録番号を記入してください。例えば **0** **0** **0** **0** **0** **1** のように、空位のカラムに「0」を記入してください。

「連絡先」の欄 申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入してください。

(2) 工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高(20002帳票)の記入例

別紙一

※次の業種を受審する場合は、必ず内訳業種の額をセットで記入してください

① 土木一式工事(業種コード:010)

→プレストレストコンクリート構造物(PC)工事(011)

② とび・土工・コンクリート工事(050)

→法面処理工事(051)

③ 鋼構造物工事(110)

→鋼橋上部工事(111)

(用紙A4)

20002

工事高
成工事高

者 県庁建設工業 株式会社

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 自 年 月 至 年 月	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 自 年 月 至 年 月	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	計算基準の区分 (1.2年平均) (2.3年平均)
31	自 30 年 04 月 至 02 年 03 月	31 年 4 月 ~ 2 年 3 月	30 年 4 月 ~ 31 年 3 月		自 02 年 04 月 至 03 年 03 月	02 年 4 月 ~ 03 年 3 月	02 年 4 月 ~ 03 年 3 月	2 (1.2年平均) 2.3年平均
左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入								
業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
32010	62000	45000	80000	35000	36000	40000	67500	45000
工事の種類	3年平均を選択した場合は、前年度及び前々年度の数値の和の平均を記入							
土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 52,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 72,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 30,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 60,000						
工事の種類	土木一式工事の内数となるため、合計には算入しない							
PC工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000						
工事の種類	土木一式工事の内数となるため、合計には算入しない							
管工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,300 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 7,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,300 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 3,600						
工事の種類	土木一式工事の内数となるため、合計には算入しない							
解体工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0						
工事の種類	申請を希望しない業種の完成工事高・元請完成工事高を記入							
33 その他	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 3,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 1,000						
工事の種類	2枚以上にわたって作成する場合、「その他」と「合計」の欄は最後の用紙のみに記入							
34 合計	69150	47950	85500	35000	36000	40000	68700	45000
財務諸表の完成工事高と一致								
項番32と項番33の合計額(切り捨て後の額)と一致。ただし、法面・PC・鋼橋上部などの内訳業種は、合計額に含めない。								
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)								

【工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高の記入方法】

□ □ □ □（以下「カラム」という。）で表示された枠内

1カラムに1文字ずつ、数字を右詰めで記入してください。例えば □ □ 1 2のように記入してください。

項番 3 1「計算基準の区分」の欄 工事種類別完成工事高と工事種類別元請完成工事高は、2年平均と3年平均を選択できます。「2年平均」の場合は「1」、「3年平均」の場合は「2」を記入してください。

「審査対象事業年度」の欄 決算期変更等により審査対象事業年度が12か月未満の場合でも、この欄の完成工事高は、前審査対象事業年度の完成工事高を加えて合計12か月分になるように記入してください。

具体的には、次の例により記入してください。

(1) 12か月ごとに決算を完結した場合

R6. 4. 1～R7. 3. 31の事業年度の申請 ⇒ 自06年04月～至07年03月

(2) 6か月ごとに決算を完結した場合

R6. 10. 1～R7. 3. 31の事業年度の申請 ⇒ 自06年04月～至07年03月

(3) 商業登記法に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月未満で終了した事業年度について申請する場合

(ア) 合名会社から株式会社への組織変更に伴いR6. 10. 1に当該組織変更の登記を行った場合

R7. 3. 31に終了した事業年度について申請するとき ⇒ 自06年04月～至07年03月

(イ) 審査対象事業年度の直前の事業年度がR7. 3. 31に終了した場合で事業年度の変更によりR6.

12. 31に終了した事業年度について申請するとき(53頁参照)⇒ 自06年01月～至06年12月

(4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合(55頁参照)

R6. 10. 1会社を新たに設立した場合で、R7. 3. 31に終了した最初の事業年度について申請するとき ⇒ 自06年10月～至07年03月

(5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合(54頁参照)

R6. 10. 1に会社を新たに設立した場合で最初の事業年の終了の日(R7. 3. 31)より前
の日(R6. 11. 1)に申請するとき ⇒ 自06年10月～至00年00月

「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄 「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を上記の例により記入してください。ただし、3年平均を選択した場合には、直前2年の各審査対象事業年度の期間を上記の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入してください。

項番 3 2「業種コード」の欄 次のコード表により該当するコードをカラムに記入してください。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	舗 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

【留意事項】

①「土木一式工事」を記入した場合は、その次の「業種コード」の欄に「プレストレストコンクリート構造物工事(PC)」のコード「011」を記入し、「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄には「土

木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入し、当該工事に係る実績がない場合はカラムに「0」を記入してください。

②同様に、「とび・土工・コンクリート工事」を記入した場合は、「業種コード」の欄に「法面処理工事（法面）」のコード「051」を記入し、完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。

③「鋼構造物工事」を記入した場合も、「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。

※「完成工事高」、「元請完成工事高」の欄は、項番31で記入した審査対象事業年度ごとに記入してください。ただし、3年平均を選択した場合は、完成工事高及び元請完成工事高は審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高と元請完成工事高を記入してください。千円未満の端数は切り捨てとなります。

項番 33「その他工事」の欄 申請業種以外の完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。

項番 34「合計」の欄 32 及び 33に記入した完成工事高並びに元請完成工事高の合計を記入してください。千円未満の端数は切り捨てて記入してください。

※この表が複数枚になる場合は、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入してください。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式）による縮減変更前の契約額で評価をする完成工事高の評価の特例の利用の有無について該当するものに○印を記入してください。

※消費税及び地方消費税の確定申告書（第一表）の①に記載のある「課税標準額」が「完成工事高」の合計額を下回る場合は、その理由を記載した別紙・付箋等を添付して下さい。

○ 工事種類別完成工事高付表／工事種類別元請完成工事高付表（様式第1号）について

完成工事高の積み上げを行う場合のみ提出してください。

〔完成工事高の積み上げ〕

一つの建設業の完成工事高をその内容に応じて、他の建設業の完成工事高に含めて申請することです。

＜積み上げを行う条件＞

- ① 積み上げを行う業種の建設業許可を受けていること。
- ② 積み上げを行う業種は、経営事項審査を申請できない。
→積み上げを行う業種は、入札参加資格申請が不可能となる。
- ③ 積み上げを行う業種の工事経歴書及び裏付けとなる契約書等も提出する。

〔例〕土木一式工事と舗装工事の許可を受けており、経営事項審査では「舗装を申請せずに土木一式工事のみ申請する場合」に、舗装工事の実績を土木一式工事に加える（積み上げを行う）ことができます。ただし、舗装工事については、経営事項審査の申請ができなくなるため入札参加資格申請もできなくなります。

＜積み上げができる工事＞

1 一式工事に専門工事の完成工事高を積み上げする場合

積み上げ先の一式工事	積み上げ先	積み上げることができる専門工事
土木一式工事	⇐	とび・土工・コンクリート工事（土木に関する工事に限る）、石工事、鋼構造物工事（土木に関する工事に限る）、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事、解体工事（土木に関する工事に限る）
建築一式工事	⇐	大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事（建築に関する工事に限る）、屋根工事、電気工事（建築に関する工事に限る）、管工事（建築に関する工事に限る）、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事（建築に関する工事に限る）、鉄筋工事（建築に関する工事に限る）、板金工事、ガラス工事、塗装工事（建築に関する工事に限る）、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事、解体工事（建築に関する工事に限る）

2 専門工事の間で完成工事高を積み上げする場合（矢印方向に相互に積み上げできます。）

専門工事	積み上げ先	専門工事
とび・土工・コンクリート工事	⇔	石工事
とび・土工・コンクリート工事	⇔	タイル・れんが・ブロック工事
屋根工事	⇔	板金工事
電気工事	⇔	電気通信工事
電気工事	⇔	消防施設工事
管工事	⇔	熱絶縁工事
管工事	⇔	水道施設工事
管工事	⇔	消防施設工事
鋼構造物工事	⇔	鉄筋工事
建具工事	⇔	内装仕上工事
建具工事	⇔	ガラス工事

工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高付表（様式第1号）の記入例

※積み上げ先の業種ごとに作成します。

様式第1号

工事種別完成工事高付表

（用紙A4）

工事種別元請完成工事高付表

申請者 県庁建設工業 株式会社

審査対象建設業		完成工事高	
（審査対象事業年度）		（審査対象事業年度）	
土木一式工事	80,000	土木一式工事	60,000
元請完成工事高	67,500	元請完成工事高	60,000
		とび・土工・コンクリート工事	20,000
		（建築に関する工事 該当無し）	
		元請完成工事高	7,500
		（建築に関する工事 該当無し）	
（前審査対象事業年度）		（前審査対象事業年度）	
土木一式工事	52,000	土木一式工事	30,000
元請完成工事高	30,000	元請完成工事高	30,000
		とび・土工・コンクリート工事	22,000
		（建築に関する工事2件、2,000を除く。）	
		元請完成工事高	0
		（建築に関する工事 該当なし）	
（前々審査対象事業年度）		（前々審査対象事業年度）	
土木一式工事	72,000	土木一式工事	55,000
元請完成工事高	60,000	元請完成工事高	55,000
		とび・土工・コンクリート工事	17,000
		（建築に関する工事3件、3,000を除く。）	
		元請完成工事高	5,000
		（建築に関する工事1件、1,000を除く。）	

注）申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- （1）一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- （2）一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても（1）と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

(3) その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）の記入例

別紙三

(用紙A4)
2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況			
雇用保険加入の有無	4 1 1	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]	雇用保険、「健康保険」、「厚生年金保険」の各項目について、「無」(未加入)の場合はそれぞれ各40点の減点
健康保険加入の有無	4 2 1	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]	
厚生年金保険加入の有無	4 3 1	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]	
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1	[1. 有、2. 無]	【留意事項】 健康保険の被保険者の適用除外承認を受けて建設国保等に加入している場合、健康保険の加入は「3. 適用除外」
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 1	[1. 有、2. 無]	
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 1	[1. 有、2. 無]	技術職員名簿に記入した技術職員のうち若年技術職員の割合が15%以上の場合は、「1. 該当」 技術職員名簿に記入した技術職員のうち新規若年技術職員の割合が1%以上の場合は、「1. 該当」
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7 1	[1. 該当、2. 非該当]	
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8 1	[1. 該当、2. 非該当]	技術職員名簿(2005年帳票)に記載された人数とCPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)に記載された人数の合計を記入
CPD単位取得数	4 9 2 7	(単位)	
技能レベル向上者数	5 0 2	(人)	技術者名簿(様式第5号)で「控除対象」欄に○印が記載されている人数を記入
技能者名簿で「レベル向上」欄に○印が記載されている人数を記入	5 1 1	(人)	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 2 1	[1. えるぼし認定(1段階目)、2. えるぼし認定(2段階目)、3. えるぼし認定(3段階目)、4. ブラチナえるぼし認定、5. 非該当]	審査基準日以前に認定を取得している場合には、それぞれ該当する数値を記入(審査基準日において取消又は辞退がなされている場合を除く)
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 3 1	[1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. ブラチナくるみん認定、4. 非該当]	
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 4 1	[1. ユースエール認定、2. 非該当]	建設業の許可を最初に受けた時から審査基準日までの年数を記入(1年未満の端数は切り捨て)
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置	5 5 3	[1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当]	
建設業の営業継続の状況			
営業年数	5 6 5 0	(年)	初めて許可(登録)を受けた年月日 令和 49 年 10 月 13 日 休業等期間 年 か月 備考(組織変更等)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 7 2	[1. 有、2. 無]	
防災活動への貢献の状況			
防災協定の締結の有無	5 8 1	[1. 有、2. 無]	平成23年4月1日以降の申立てに係る、民事再生手続開始の決定又は会社更生法開始の決定を受けた場合は「1」を記入
法令遵守の状況			
営業停止処分の有無	5 9 2	[1. 有、2. 無]	建設業法28条に基づく「営業停止処分」及び「指示処分」の有無について記入「行政指導(勧告等)」及び発注者が行う「指名停止等措置」は該当しない
指示処分の有無	5 10 2	[1. 有、2. 無]	
建設業の経理の状況			
監査の受審状況	6 0 3	[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]	「監査の受審状況」について 以下の区分により(審査基準日時点) 「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点) 「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点) 「3」…【項番61】に記入した者のいずれかが「経理処理の適正を確認した書類」に自ら署名を付したものを提出している場合に加点
公認会計士等の数	6 1 1	(人)	
二級登録経理試験合格者等の数	6 2 1	(人)	
研究開発の状況			
研究開発費(2期平均)	6 3 0	(千円)	審査対象事業年度 令和 49 年 10 月 13 日 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度 令和 48 年 10 月 13 日
建設機械の保有状況			
建設機械の所有及びリース台数	6 4 5	(台)	建設機械等の保有状況(埼玉県独自様式)に記載の自ら所有又はリースしている建設機械の台数を記入
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況			
エコアクション21の認証の有無	6 5 1	[1. 有、2. 無]	「有」の場合、以下の①②を満たすことが必要 ①活動内容に建設業が含まれていること ②建設業法上の全ての営業所が認証範囲に含まれていること
ISO9001の登録の有無	6 6 1	[1. 有、2. 無]	
ISO14001の登録の有無	6 7 1	[1. 有、2. 無]	

〔その他の審査項目（社会性等）の記入方法〕

項番 4 1 「雇用保険加入の有無」の欄 従業員が雇用保険の被保険者となったことの資格取得届を公共職業安定所長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合（役員のみ又は同居親族で構成の場合）等で適用除外の場合は、「3」を記入してください。

項番 4 2 「健康保険加入の有無」の欄 従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことの届出を日本年金機構又は健康保険組合に行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、従業員4人以下のため適用除外の場合は「3」を記入してください。適用除外承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合又は全国土木建築国民健康保険組合等に加入している場合も「3」を記入してください。

項番 4 3 「厚生年金保険加入の有無」の欄 従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことの届出を日本年金機構に行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、従業員4人以下のため適用除外の場合は「3」を記入してください。

※項番 4 1、4 2、4 3について全員出向者で構成されている場合 出向元又は企業グループで加入していれば適用除外になるため「3」を記入し、①出向契約書と②出向元で雇用保険、健康保険及び厚生年金に加入していることが確認できる書類を提出してください。

項番 4 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄 審査基準日時点で、（独）勤労者退職金共済機構と特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
※加入していても、一定の基準に達していない等で履行証明が発行されない場合は「2」を記入します。

項番 4 5 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄

審査基準日時点で、次のいずれかに該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。

- ア 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
- イ 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
- ウ 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
- エ 厚生年金基金が設立されていること。
- オ 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
- カ 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
- キ 確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されていること。

項番 4 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄 審査基準日時点で、以下のいずれかと法定外労働災害補償契約を締結している場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入してください。

- ① （公財）建設業福祉共済団
- ② （一社）全国建設業労災互助会
- ③ 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者
- ④ （一社）全国労働保険事務組合連合会
- ⑤ 保険会社

※いずれも、次のアからエの要件をすべて満たしていることが必要です。

- ア 業務災害と通勤災害の両方を対象としていること。
- イ 直接の使用関係にある職員及び全ての下請負人を対象としていること。
- ウ 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること。
- エ 全ての工事（共同企業体及び海外工事は除く）を補償していること。

項番 4 7 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄

「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄 審査基準日時点で、満35歳未満の技術職員数が技術職員数の15%以上である場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入してください。（A）欄には20005帳票の技術職員名簿に記載した技術職員数を、（B）欄には、審査基準日時点で、満35歳未満の技術職員数を、（B/A）欄には（B）欄の数値を（A）欄の数値で除した数値を百分率で記入してください。

項番 4 8 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄 審査基準日時点で、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。（C）欄には、20005帳票の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満の者の人数を、（C/A）欄には（C）欄に記載した数値を（A）欄に記載した数値で除した値を百分率で記入してください。

項番 4 9 「CPD単位取得数」の欄 「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査対象事業年度内に取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限）を記入してください。「技術者数」の欄は、技術職員名簿（20005帳票）に記載された人数とCPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）に記載された人数の合計を記入してください。（様式「CPD単位内訳一覧表」の「CPD単位合計」と一致）なお、令和5年4月1日講習受講分から技術職員の登録経理講習はCPD単位付与の対象となりました。（経営事項審査で認定するためには、取得単位数が証明できる場合に限り）それ以前の講習につきましては、単位付与の対象外となります。詳しくは一般財団法人建設業振興基金までお問い合わせください。

項番 5 0 「技能レベル向上者数」の欄 「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者で、審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める認定能力評価の区分が審査基準日の3年前の日以前に受けている評価の区分より1以上向上した技能者の数を記入してください。「技能者数」の欄は、技能者名簿（様式第5号）に記載された人数を、「控除対象者」の欄は、審査基準日の3年前の日以前に最上位の認定能力評価の区分に該当するとされた者の数を記入してください。

項番 5 1 「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律に基づく認定の状況」の欄 審査基準日時点で、同法に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入してください。

項番 5 2 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄 審査基準日時点で、同法に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入してください。

項番 5 3 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄 審査基準日時点で、同法に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。

項番 5 4 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄 審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事（元請工事）のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事にお

いて当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入してください。

(参考)「1」に該当する例

①民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施している

②(公共工事を1件も受注していない場合)民間工事の全てで該当措置を実施している

③(民間工事を1件も受注していない場合)公共工事の全てで該当措置を実施している

「2」に該当する例

①民間工事の全てで該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している

②民間工事の一部で該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している

「3」に該当する例

①上記「1」と「2」に該当しない場合②審査対象工事が1件もない(元請はなく、下請け工事のみを受注している)場合。

詳しくは、埼玉県庁ホームページ経営事項審査様式集様式第6号記入例もご確認ください。

項番 5 5「営業年数」の欄 審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く)を記入し、表内の年号については不要のものを消してください。

※営業の同一性を失うことなく個人事業者が法人化した場合や個人事業者の承継の場合は、個人の時の営業年数を通算できますので許可書及び登記簿謄本を提出してください。休業期間や許可切れになっていた期間がある場合は、その期間を「休業等期間」の欄に記入し、その期間を営業年数から差し引いてください。

項番 5 6「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄 平成23年4月1日以降の申立てに係る民事再生手続開始又は会社更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。

項番 5 7「防災協定の締結の有無」の欄 審査基準日時点で、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。

※特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の第2条第1項に規定する特殊法人をいいます。市町村の外郭団体(財団など)はこの特殊法人等には該当しません。

※加点対象になるのは、有事の際に優先的に防災活動を行うという様な一定の義務を課しているものです。「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」等ボランティア活動的なものは対象になりません。

項番 5 8「営業停止処分の有無」の欄 審査対象事業年度に、建設業法第28条による営業停止処分を受けた場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。なお、入札参加資格申請における指名停止とは異なります。

項番 5 9「指示処分の有無」の欄 審査対象事業年度に、建設業法第28条による指示処分を受けた場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。なお、入札参加資格申請における指名停止とは異なります。

項番 6 0「監査の受審状況」の欄 審査基準日時点で、会計監査人を設置している場合は「1」を、会計参与を設置している場合は「2」を、公認会計士、税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに1級登録経理試験の合格者(項番61に計上した者)が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入してください。(経理事務

を外部の税理士等に依頼している場合は「4」になります)

項番 6 1 「公認会計士等の数」の欄 公認会計士及び税理士は、公認会計士法第28条に規定による研修を受講した者または所属税理士会が認定する研修を受講した者の人数を記入してください。1級登録経理試験合格者は、審査基準日において合格又は講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない人数を記入してください。

項番 6 2 「二級登録経理試験合格者の数」の欄 二級登録経理試験合格者で、審査基準日において合格又は講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない人数を記入してください。

項番 6 3 「研究開発費(2期平均)」の欄 会計監査人設置会社は、審査対象事業年度と前審査対象事業年度の平均額を、会計監査人設置会社以外は、「0」を記入してください。(千円未満の端数は切り捨て)

項番 6 4 「建設機械の所有及びリース台数」の欄 審査基準日時点で、自ら所有し、又は審査基準日から1年7か月以上のリースの契約を結んでいる、5頁NO.10記載の建設機械の合計台数を記入してください。

項番 6 5 「エコアクション21の認証の有無」の欄

項番 6 6 「ISO9001の登録の有無」の欄

項番 6 7 「ISO14001の登録の有無」の欄 審査基準日時点で、会社単位で「建設業と認められる業務」を認証範囲に含む認証を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。

(4) 技術職員名簿(20005帳票)の記入例

別紙二

ページ番号を記入
(2枚目になる場合は002頁となる)

(用紙A4)
20005

例(審査基準日)
令和4年3月31日
(申請書提出日)
令和4年6月1日

技術職員名簿

審査基準日時点の満年齢を記入

項番
数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		埼玉 太郎	S29 年 10 月 10 日	67	8 2	0 1	2 1 4	2 0	9 2	3 0	2	0
2		埼玉 次郎	S33 年 8 月 8 日	63	8 2	0 1	1 1 3	1 0	9 1	2 9	1	0
3		埼玉 三郎	S50 年 2 月 22 日	47	8 2	0 1	1 1 3	1 2	9 1	1 3	1	15
4	○	埼玉 四郎	S51 年 7 月 10 日	45	8 2	0 1	1 1 3	1 2	9 1	1 3	1	0
5		埼玉 花子	S59 年 1 月 25 日	38	8 2	0 1	0 0 2	2				0
6		川越 つばさ	S62 年 11 月 21 日	34	8 2	0 1	2 1 4	2 2				0
7		深谷 栄一	S62 年 4 月 6 日	34	8 2	0 1	1 1 3	2 2	9 1	1 3	2	0
8	○	本庄 喜一	H2 年 1 月 1 日	32	8 2	0 1	0 0 2	2 0	9 2	3		0
9			年 月 日		8 2							
12			年 月 日		8 2							
18			年 月									
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23			年 月 日		8 2							
24			年 月 日		8 2							
25			年 月 日		8 2							
26			年 月 日		8 2							
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

35歳未満の若年技術者(3名)

新規若年技術者(1名)

過去の経営規模等評価申請書の技術職員名簿に記載されておらず、今回の審査基準日で初めて技術職員名簿に記載されたものについて○を付す
なお、評価の対象は、35歳未満の技術職員のみ

「CPD単位内訳一覧表」の「経費での換算単位数」と一致
CPD単位取得数=CPD認定単位÷各認定団体の定数(告示別表第18)×30
上限は30とし、計算結果が30を超えた場合は30とする。
(小数点第一位切り捨て)

技術職員1人につき2業種のみ申請可
(2業種の考え方)

- ・1資格から2業種選択でもOK
(例)土木施工管理技士→土木・解体
この場合、同じ有資格区分コード(経過措置コード使用の場合除く)を2箇所に記入
- ・2資格から1業種ずつ選択でもOK
(例)土木施工管理技士・管工事施工管理技士→土木・管

「講習受講」欄について

申請する業種について、次の①～⑤を全て満たした場合は「1」、それ以外の場合は「2」を記入
(監理技術者資格者証)

- ①初回交付日が審査基準日より前
 - ②有効期限が審査基準日より後
 - ③有する資格に技術職員名簿に記載した1級国家資格が記載
 - ④建設業の種類の有無に技術職員名簿に記載した業種に「1」
 - ⑤監理技術者講習修了証
- ※審査基準日が修了年月日の属する年の翌年から5年以内

※大臣認定、実務経験による1級認定者は該当しない

〔技術職員名簿の記入方法〕

記載対象は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係にある技術職員です（20001帳票の項番19の人数と一致）。

項番 **8** **1** 「頁数」の欄 **0** **0** **1** と記入してください。31名以上の場合は2枚目を使用し、**0** **0** **2** としてください。「新規掲載者」の欄は、審査対象事業年度に新規に掲載した者に○印を記入してください。

項番 **8** **2** 「業種コード」の欄 申請業種のうち、次の表から1人2つ以内で選び、該当するコードを記入してください。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土 木 工 事 業	11	鋼 構 造 物 工 事 業	21	熱 絶 縁 工 事 業
02	建 築 工 事 業	12	鉄 筋 工 事 業	22	電 気 通 信 工 事 業
03	大 工 工 事 業	13	舗 装 工 事 業	23	造 園 工 事 業
04	左 官 工 事 業	14	し ゆ ん せ つ 工 事 業	24	さ く 井 工 事 業
05	と び ・ 土 工 工 事 業	15	板 金 工 事 業	25	建 具 工 事 業
06	石 工 事 業	16	ガ ラ ス 工 事 業	26	水 道 施 設 工 事 業
07	屋 根 工 事 業	17	塗 装 工 事 業	27	消 防 施 設 工 事 業
08	電 気 工 事 業	18	防 水 工 事 業	28	清 掃 施 設 工 事 業
09	管 工 事 業	19	内 装 仕 上 工 事 業	29	解 体 工 事 業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

「有資格区分コード」の欄 技術職員が保有する資格のうち、項番82で記入したコードに対応する建設業の種類に係る資格について別表の資格区分コード表（30頁）に従い、該当するコードを記入してください。

「講習受講」の欄 審査基準日時点で、監理技術者資格者証を持つ1級国家資格者又は技術士であり、監理技術者講習（①～⑤全てを満たすこと）を受けている者に「1」、それ以外に「2」を記入してください。

〈監理技術者資格者証〉

- ① 初回交付日が審査基準日より前
- ② 有効期限が審査基準日より後
- ③ 有する資格に技術職員名簿に記載した1級国家資格が記載
- ④ 建設業の種類の有無に技術職員名簿に記載した業種に” 1 ”

〈監理技術者講習修了証〉

- ⑤ 審査基準日が修了年月日の属する年の翌年から5年以内

※「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、監理技術者資格者証の交付番号（11桁）を記入してください。

（講習を受講していない場合は記入不要）

「CPD単位取得数」の欄 50頁の告示別表第18を参考に、「各技術者のCPD認定単位÷各認定機関の定数×30」で得られる数値を記入してください。6頁No.15「CPD単位内訳一覧表」の「経審での換算単位数」と一致します。

別表 資格区分コード表 同一の業種で2種類の資格を記載することはできません。

	コード	資 格 区 分 ※[]内は資格取得後の必要な実務経験年数		点数	加点となる 建設業の種類	必要な確認書 類（写しを提出）	
建設業法	001	法第7条第2号イ該当＝実務経験者 [実務経験：大卒・短大卒・高専卒3年、高卒5年]		1点	実務経験のある業種	卒業証明書等と 技術職員略歴書	
	※対象学科は34頁を参照						
	002	法第7条第2号ロ該当＝実務経験者 [実務経験10年]		1点		技術職員略歴書	
	003	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）＝大臣認定者		1点	認定書記載の業種	大臣認定書	
	004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）＝大臣認定者		1点			
	111	1級建設機械施工管理技士		5点	土と舗	合格証明書	
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		2点	土と舗	（※1に該当する場合は 合格証明書と、 平成27年度までの合格者は登録解体工事講習修了証又は技術職員略歴書[解体工事の実務経験1年]） ※6※7に該当する場合は 合格証明書と 技術職員略歴書 [※6 合格後の実務経験3年] [※7 合格後の実務経験5年]	
	113	1級土木施工管理技士		5点	土と石鋼舗しゅ塗水 解※1		
				1点	左屋タ筋防絶井清 ※6		
	11H	1級土木施工管理技士補		1点	左と石屋タ筋し塗防 絶井水清解※6		
	214	2級土木施工管理技士	種 別 土木	2点	土と石鋼舗しゅ水 解※1		
				1点	左屋タ筋塗防絶井清 ※7		
	21J	2級土木施工管理技士補		1点	左と石屋タ筋し塗防 絶井水清解※7		
	215	2級土木施工管理技士	鋼構造物 塗装	2点	塗		
				1点	左と石屋タ筋し防絶 井水清解※7		
	21K	2級土木施工管理技士補	薬液注入	1点	左と石屋タ筋し塗防 絶井水清解※7		
	216	2級土木施工管理技士		2点	と		
				1点	左石屋タ筋し塗防絶 井水清解※7		
	21L	2級土木施工管理技士補		1点	左と石屋タ筋し塗防 絶井水清解※7		
	120	1級建築施工管理技士		5点	建大左と石屋タ鋼筋 板ガ塗防内絶具 解※1		
				1点	機水消清※6		
	12C	1級建築施工管理技士補		1点	大左と石屋タ筋板ガ 塗防内機絶具水消清 解※6		
	221	2級建築施工管理技士	建築	2点	建 解※1		
				1点	大左と石屋タ筋板ガ 塗防内機絶具水消清 ※7		
	222		躯体	2点	大とタ鋼筋 解※1		
				1点	左石屋板ガ塗防内機 絶具水消清※7		
	223		仕上げ	2点	大左石屋タ板ガ塗防 内絶具		
				1点	と筋機水消清解※7		

	2 2 D	2 級建築施工管理技士補	1 点	大左と石屋タ筋板ガ 塗防内機絶具水消清 解※7	
	1 2 7	1 級電気工事施工管理技士	5 点	電	
			1 点	機消※6	
	1 2 E	1 級電気工事施工管理技士補	1 点	機消※6	
	2 2 8	2 級電気工事施工管理技士	2 点	電	
			1 点	機消※7	
	2 2 F	2 級電気工事施工管理技士補	1 点	機消※7	
	1 2 9	1 級管工事施工管理技士	5 点	管	
			1 点	筋し板機絶井具水消 清※6	
	1 2 G	1 級管工事施工管理技士補	1 点	筋し板機絶井具水消 清※6	
	2 3 0	2 級管工事施工管理技士	2 点	管	
			1 点	筋し板機絶井具水消 清※7	
	2 3 A	2 級管工事施工管理技士補	1 点	筋し板機絶井具水消 清※7	
	1 3 1	1 級電気通信工事施工管理技士	5 点	通	
	2 3 2	2 級電気通信工事施工管理技士	2 点		
	1 3 3	1 級造園施工管理技士	5 点	園	
			1 点	左と石屋タ筋し塗防 絶井水清解※6	
	1 3 D	1 級造園施工管理技士補	1 点	左と石屋タ筋し塗防 絶井水清解※6	
	2 3 4	2 級造園施工管理技士	2 点	園	
			1 点	左と石屋タ筋し塗防 絶井水清解※7	
	2 3 E	2 級造園施工管理技士補	1 点	左と石屋タ筋し塗防 絶井水清解※7	
	0 0 5	監理技術者補佐（1 級技術士補又は 1 級〇〇施工管理 技士補）	4 点	合格を証明する書面に 記載の業種のみ	第一次検定の合格 証明書及び主任技 術者となる資格を 有していることが わかる書面または 監理技術者となる 資格を有している ことがわかる書面
建築士法	1 3 7	1 級建築士	5 点	建大屋タ鋼内	免許証
	2 3 8	2 級建築士	2 点	建大屋タ内	
	2 3 9	木造建築士	2 点	大	
技術士法	1 4 1	建設・総合技術監理（建設）	5 点	土と電舗しゅ園解※2	登録証 （※2に該当す る場合は 登録証と、登録 解体工事講習 修了証又は技 術職員略歴書 〔解体工事の実
	1 4 2	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建 設「鋼構造及びコンクリート」）	5 点	土と電鋼舗しゅ園 解※2	
	1 4 3	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5 点	土と	
	1 4 4	電気電子・総合技術監理（電気電子）	5 点	電通	
	1 4 5	機械・総合技術監理（機械）	5 点	機	
	1 4 6	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機 械「流体工学」又は「熱工学」）	5 点	管機	

	1 4 7	上下水道・総合技術監理（上下水道）	5 点	管水	務経験 1 年]]	
	1 4 8	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	5 点	管井水		
	1 4 9	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5 点	土としゅ		
	1 5 0	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	5 点	園		
	1 5 1	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5 点	土と園		
	1 5 2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	5 点	管		
	1 5 3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	5 点	管水		
	1 5 4	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	5 点	管水清		
電気	1 5 5	第 1 種電気工事士	2 点	電	免状	
工事士法	2 5 6	第 2 種電気工事士 [実務経験 3 年]	1 点		免状と技術職員略歴書	
電気事業法	2 5 8	電気主任技術者（第 1 種～第 3 種） [実務経験 5 年]	1 点			
電気通信事業法	2 5 9	電気通信主任技術者 [実務経験 5 年]	1 点	通	同 上	
	2 3 5	工事担任者 [実務経験 3 年]			資格者証の写しと技術職員略歴書。※ 8	
水道法	2 6 5	給水装置工事主任技術者 [実務経験 1 年]	1 点	管	同 上	
消防法	1 6 8	甲種消防設備士	2 点	消	免状	
	1 6 9	乙種消防設備士	2 点			
職業能力開発促進法	1 7 1	建築大工（ 1 級）	2 点	大	合格証書 ※実務経験を要する場合は技術職員略歴書も必要	
	2 7 1	建築大工（ 2 級） [実務経験 3 年]	1 点			
※ 4 平成 1 6 年 3 月以前に合格した「職業能力開発促進法」に基づく 2 級の技能検定に關しての実務経験は 1 年とする。	1 6 4	型枠施工（ 1 級）	2 点	大と		
	2 6 4	型枠施工（ 2 級） [実務経験 3 年]	1 点			
	1 7 2	左官（ 1 級）	2 点	左		
	2 7 2	左官（ 2 級） [実務経験 3 年]	1 点			
	1 5 7	とび・とび工（ 1 級）	2 点	と解		
	2 5 7	とび・とび工（ 2 級） [実務経験 3 年] （「解」の場合は解体工事の実務経験 3 年必要）	1 点			
	1 7 3	コンクリート圧送施工（ 1 級）	2 点	と		
	2 7 3	コンクリート圧送施工（ 2 級） [実務経験 3 年]	1 点			
	1 6 6	ウェルポイント施工（ 1 級）	2 点	と		
	2 6 6	ウェルポイント施工（ 2 級） [実務経験 3 年]	1 点			
	1 7 4	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（ 1 級）	2 点	管		
	2 7 4	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（ 2 級） [実務経験 3 年]	1 点			
	1 7 5	給排水衛生設備配管（ 1 級）	2 点			
	2 7 5	給排水衛生設備配管（ 2 級） [実務経験 3 年]	1 点			
	1 7 6	配管・配管工（ 1 級）	2 点			
	2 7 6	配管・配管工（ 2 級） [実務経験 3 年]	1 点			
		1 7 0	建築板金「ダクト板金作業」（ 1 級）	2 点		管屋板
		2 7 0	建築板金「ダクト板金作業」（ 2 級） [実務経験 3 年]	1 点		
1 7 7		タイル張り・タイル張り工（ 1 級）	2 点	タ		

職業能力 開発促進法	277	タイル張り・タイル張り工（2級） [実務経験3年]	1点		
	178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み	2点		
	278	築炉・築炉工（2級） [実務経験3年]	1点		
	179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工	2点	石タ	
	279	ブロック建築・ブロック建築工（2級） [実務経験3年]	1点		
	180	石工・石材施工・石積み（1級）	2点	石	
	280	石工・石材施工・石積み（2級） [実務経験3年]	1点		
	181	鉄工・製罐（1級）	2点	鋼	
	281	鉄工・製罐（2級） [実務経験3年]	1点	鋼	
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	2点	筋	
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級） [実務経験3年]	1点		
	183	工場板金（1級）	2点	板	
	283	工場板金（2級） [実務経験3年]	1点		
	184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（1級）	2点	屋板	合格証書 ※実務経験を要する場合は 技術職員略歴書も必要
	284	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（2級） [実務経験3年]	1点		
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）	2点	板	
	285	板金・板金工・打出し板金（2級） [実務経験3年]	1点		
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）	2点	屋	
	286	かわらぶき・スレート施工（2級） [実務経験3年]	1点		
	187	ガラス施工（1級）	2点	ガ	
	287	ガラス施工（2級） [実務経験3年]	1点		
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）	2点	塗	
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級） [実務経験3年]	1点		
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）	2点		
	289	建築塗装・建築塗装工（2級） [実務経験3年]	1点		
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）	2点		
	290	金属塗装・金属塗装工（2級） [実務経験3年]	1点		
	191	噴霧塗装（1級）	2点		
	291	噴霧塗装（2級） [実務経験3年]	1点		
	167	路面標示施工	2点		
	192	畳製作・畳工（1級）	2点	内	
	292	畳製作・畳工（2級） [実務経験3年]	1点		
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）	2点		
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級） [実務経験3年]	1点		
	194	熱絶縁施工（1級）	2点	絶	
	294	熱絶縁施工（2級） [実務経験3年]	1点		
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）	2点	具	
	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サ	1点		

職業能力 開発促進法		ツシ施工（２級）	[実務経験３年]			
	１９６	造園（１級）		２点	園	
	２９６	造園（２級）	[実務経験３年]	１点		
	１９７	防水施工（１級）		２点	防	
	２９７	防水施工（２級）	[実務経験３年]	１点		
	１９８	さく井（１級）		２点	井	
	２９８	さく井（２級）	[実務経験３年]	１点		
登録技術 試験等そ の他	０６１	地すべり防止工事	[実務経験１年]	１点	と井	登録証と技術 職員略歴書
	０４０	基礎ぐい工事 ※５		２点	と	登録証又は合 格証書等
	０６２	建築設備士	[実務経験１年]	１点	電管	登録証と技術 職員略歴書
	０６３	計装	[実務経験１年]	１点	電管	登録証又は合 格証書と技術 職員略歴書
	０６０	解体工事 ※５		２点	解	登録証又は合 格証書等
	０６４	基幹技能者		３点	講習修了証記載の業 種のみ	講習修了証
	０９９	その他		１点	実務経験のある業種	実務経験証明書
		学校教育法による専修学校（専門学校）卒業者のうち次の者 高度専門士・専門士 [実務経験 ３年] 専修学校専門課程卒 [実務経験 ５年]				卒業証明書等と 技術職員略歴書
	７０３	レベル３技能者（建設キャリアアップシステム）		２点	能力評価（レベル判定）	能力評価（レベ ル判定）結果通 知書
	７０４	レベル４技能者（建設キャリアアップシステム）		３点	結果通知書に記載の業 種	

※１ 平成２７年度までの合格者は、登録解体工事講習の修了又は合格後解体工事の実務経験１年が必要
要です。（平成２８年度以降の合格者は不要です。）

※２ 登録解体工事講習の修了又は合格後解体工事の実務経験１年が必要です。

※３ 平成１６年３月以前に合格した「職業能力開発促進法」に基づく２級の技能検定に関しての実務
経験は１年となります。（平成１７年２月２３日付国土交通省告示１９９号）

※４ 「基礎ぐい工事」には、平成２７年度の基礎施工士検定試験に合格した者を含みます。

※５ 「解体工事」には、平成１７年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成２７年度までの解体
工事施工技士試験に合格した者を含みます。

※６ 合格後申請業種の実務経験３年が必要です（審査基準日が令和５年７月１日以降の申請が対象）

※７ 合格後申請業種の実務経験５年が必要です（審査基準日が令和５年７月１日以降の申請が対象）

※８ 「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の両方又は「総合通信」の交付を受けた者に
限ります。令和３年４月１日以降に試験に合格、養成課程を修了及び総務大臣の認定を受けた者が対
象のため、実際に申請可能になるのは令和６年４月１日以降になります。

◎ 資格区分コード００１及び０９９に必要とされる指定学科一覧

建設業の種類	指 定 学 科
土木工事業／舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学 科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業／大工工事業 ガラス工事業／内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工・コンクリート工事業 石工事業／屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業／解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業／電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科

管工事業／水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業／鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業／消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(5) 工事経歴書の記入例と記入方法

工事経歴書の作成について

工事経歴書は、建設業許可の申請を行う際の添付書類として、提出することとされており、許可後においても毎事業年度終了後4か月以内に、財務諸表と併せて提出することとなっています。

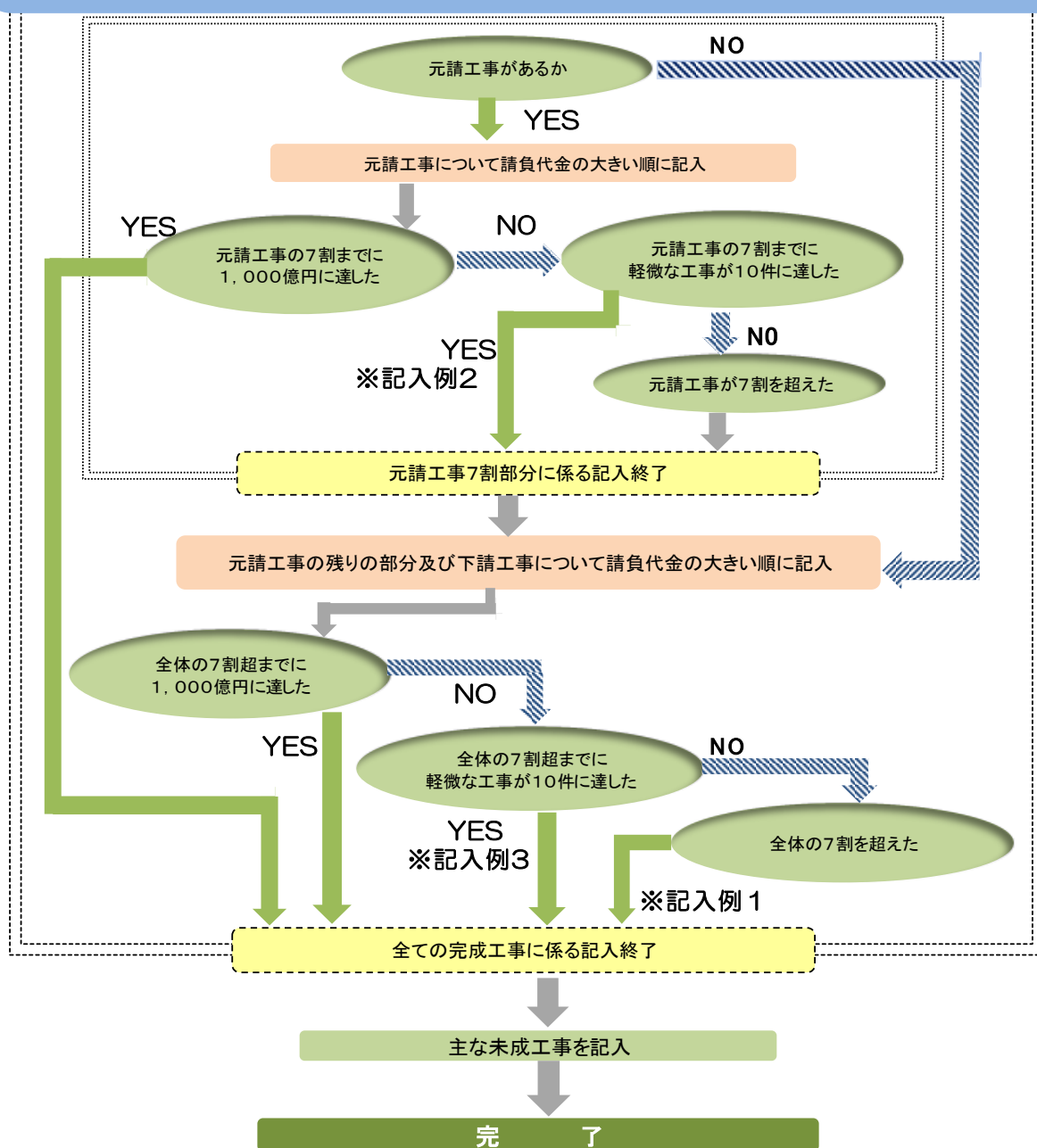
特に、経営事項審査の申請を兼ねて事業年度終了報告書を作成する場合には、消費税課税業者は「税抜」、免税事業者は「税込」で作成します。

なお、平成27年4月から工事経歴書の「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人が特定されることのないよう記入への配慮が求められます。

工事経歴書の記入フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記入
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事高について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記入
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については、記入を要しない
- ③さらに②に続けて主な未成工事について記入

※ 軽微な工事とは、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する工事であって、工事1件あたりの請負代金が建築一式にあっては、税込1500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては、税込500万円に満たない工事となります。



※1 元請工事が無い場合は、下請工事のみ記入

※2 元請7割分に記入した軽微な工事と合わせた件数で判断。元請工事に軽微な工事が無い場合は、下請工事のみで判断

記入例1 工事経歴書記入例

(元請で7割以上・全体で7割以上に達した場合)

①元請工事について、請負代金の大きい順に記入

(用紙A4)

管 工事 (税込・税別)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 市区町村名	配 置 技 術 者	請 負 代 金 の 額	工 期
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別 (該当箇所はレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	着工年月 完成又は 完成予定年月
A	元請		A邸空調設備設置工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 次郎	① 27,500	
B	元請		B邸空調設備設置工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 次郎	② 18,000	
C	元請		C邸空調設備設置工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 次郎	③ 9,000	
〇×建設(株)	下請		〇邸空調設備設置工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 次郎	④ 14,000	
(株)△建設	下請		△邸空調設備設置工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 次郎	⑤ 8,000	
			その他	7件		23,500	

具体的な工事名を記入

②元請工事合計額の7割を超えるところまで記入

例) 元請工事合計額 75,000千円
記入した元請工事合計額 54,500千円 (①~③の合計)
54,500 / 75,000 = 72.7%

③既に記入した元請工事以外の元請工事及び下請工事について、すべての合計額の7割を超えるところまで記入
例) 工事合計額 100,000千円
記入した工事額 76,500千円 (①~⑤の合計)
76,500 / 100,000 = 76.5%
ただし、全体金額の7割を超えたため記入終了

契約関係資料は、請負代金額の大きいものから上位3件(各業種ごと)を確認する。

小 計	12	100,000	うち 元請工事
			75,000
合 計	12	100,000	うち 元請工事
			75,000

記入例2 工事経歴書記入例

(元請工事の7割までに軽微な工事が10件に達し、全体で7割を超えた場合)

(用紙A4)

とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税別)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 市区町村名	配 置 技 術 者	請 負 代 金 の 額	工 期
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別 (該当箇所はレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	着工年月 完成又は 完成予定年月
A	元請		A邸基礎工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 四郎	① 2,900	令和 2 年 4 月 令和 2 年 7 月
B	元請		B邸基礎工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 四郎	② 2,700	令和 2 年 12 月 令和 3 年 3 月
C	元請		C邸基礎工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 四郎	③ 2,200	令和 3 年 1 月 令和 3 年 2 月
D	元請		D邸基礎工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 四郎	④ 1,200	令和 2 年 8 月 令和 2 年 8 月
E	元請		E邸基礎工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 四郎	⑤ 1,200	令和 2 年 2 月 令和 2 年 3 月
F	元請		F邸基礎工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 四郎	⑥ 1,100	令和 2 年 1 月 令和 2 年 3 月
G	元請		G邸外構工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 三郎	⑦ 1,000	令和 元 年 11 月 令和 2 年 9 月
〇×建設(株)	元請		〇邸フェンス工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 次郎	⑧ 1,000	令和 2 年 8 月 令和 2 年 10 月
(株)△建設	元請		△邸フェンス工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 次郎	⑨ 900	令和 2 年 4 月 令和 2 年 6 月
(株)△建設	元請		△邸フェンス工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 次郎	⑩ 800	令和 2 年 5 月 令和 2 年 5 月
〇×企画(株)	下請		〇邸フェンス工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 次郎	⑪ 8,000	令和 元 年 12 月 令和 2 年 10 月
△▽建設(株)	下請		△邸フェンス工事	埼玉県 さいたま市	埼玉 次郎	⑫ 7,000	令和 3 年 2 月 令和 3 年 3 月
						10,000	

注文者が個人の場合は、上から順にアルファベットで表記

①元請工事の7割を超えらるまでに軽微な工事が10件に達したため元請工事の記入終了
例) 元請工事額合計 25,000千円
記入した元請工事額合計 15,000千円 (①~⑩の合計)
15,000 / 25,000 = 60.0%
ただし、軽微な工事が10件に達したため記入終了

②元請工事の残りの部分及び下請工事について
請負代金の大きい順に記入
全体の7割を超えたため、全ての完成工事に係る記入終了

例) 全体の工事額合計 40,000千円
記入した工事額合計 30,000千円 (①~⑫の合計)
30,000 / 40,000 = 75.0%

契約関係資料は、請負代金額の大きいものから上位3件(各業種ごと)を確認する。

小 計	50	40,000	うち 元請工事
			25,000
合 計	50	40,000	うち 元請工事
			25,000

記入例3 工事経歴書記入例
(元請で7割以上・全体で軽微な工事が10件に達した場合)

(用紙A4)

工 事 経 歴 書
 とび・土工コンクリート 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村	配置技術者		請負代金の額	工 期				
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(印を記載)		着工年月	完成又は完成予定年月			
埼玉県	元請		①元請工事の7割を超えたため、元請に係る記入を終了					①	10,000 千円		令和 2 年 4 月	令和 2 年 7 月
〇〇市	元請		例) 元請工事合計額 25,000千円 記入した元請工事合計額 18,500千円 (①～③の合計) $18,500 / 25,000 = 74.0\%$					②	5,500 千円		令和 元 年 12 月	令和 2 年 3 月
〇△町	元請							③	3,000 千円		令和 2 年 1 月	令和 2 年 2 月
〇×建設(株)	下請							④	3,300 千円		令和 2 年 8 月	令和 2 年 8 月
(株)〇△建設	下請		駐車場整備工事	川越市	埼玉 四郎	レ	⑤	2,500 千円		令和 3 年 2 月	令和 3 年 3 月	
(株)〇△建設	下請		カーポート設置工事	埼玉県	埼玉 三郎	レ	⑥	1,500 千円		令和 3 年 1 月	令和 3 年 3 月	
〇〇興業(株)	下請		②全体の7割を超えるまでに軽微な工事が10件に達したため 記入を終了 例) 全体の工事額合計 49,000千円 記入した工事額合計 33,000千円 (①～⑫の合計) $33,000 / 49,000 = 67.3\%$ ただし、軽微な工事 (③～⑫) が10件に達したため記入終了					⑦	1,500 千円		令和 元 年 11 月	令和 2 年 9 月
〇×建設(株)	下請							⑧	1,400 千円		令和 元 年 8 月	令和 2 年 10 月
(株)〇△建設	下請							⑨	1,300 千円		令和 2 年 4 月	令和 2 年 6 月
(株)〇△建設	下請						⑩	1,000 千円		令和 2 年 5 月	令和 2 年 5 月	
A	元請						⑪	1,000 千円		令和 2 年 12 月	令和 3 年 1 月	
△▽建設(株)	下請		駐車場整備工事	上尾市	埼玉 四郎	レ	⑫	1,000 千円		令和 2 年 2 月	令和 3 年 3 月	
			その他	20件				16,000 千円		令和 年 月	令和 年 月	

小 計	50 件	49,000 千円		うち、元請工事	25,000 千円
合 計	50 件	49,000 千円		うち、元請工事	25,000 千円

契約関係資料は、請負代金額の大きいものから上位3件(各業種ごと)を確認する。

- 1 この表は、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類(業種)ごとに作成してください。
(申請する業種に実績がない場合は提出しなくても差し支えありません。)
- 2 「税込・税抜」について、消費税課税業者は「税抜」、免税業者は「税込」に丸をつけてください。
インボイス制度導入に伴い、審査事業年度の途中から課税業者になった場合は、免税期間も全て税抜で記入してください。
- 3 この表には、審査対象事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び審査基準日において完成していない建設工事(以下「未成工事」という。)を記入してください。
 <元請完成工事の合計額の7割を超えるまでに記入した軽微な工事が10件未満であった場合>
 元請の残り部分の完成工事及び下請完成工事に軽微な工事があるときは、先に記入した元請の軽微な工事の件数と合わせて合計10件となるように記入してください。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記入してください。なお、記入に際しては、個人が特定されることのないよう十分に配慮してください。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事は「元請」と、下請工事は「下請」と記入してください。
- 6 「JVの別」の欄は、共同企業体(JV)として行った工事について「JV」と記入してください。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記入してください。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記入してください。
- 8 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記入してください。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記してください。
- 9 「請負代金の額」の「うち、PC・法面処理・鋼橋上部」の欄は、土木一式、とび・土工・コンクリー

ト、鋼構造物の各工事について工事経歴書を作成する場合で、該当がある場合は、略称に丸を付し、工事ごとに請負代金の額を記入してください。

10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記入した額の合計を記入してください。

11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」及び「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記入した額の合計を記入してください。

(注) 次に例示するようなものは、『建設工事』ではありません。（「その他工事」にも該当しません。）
工事経歴書には記入しないでください。（兼業又は雑収入となります）

- | | |
|------------------|----------------------|
| ○草刈り、伐採 | ○樹木剪定、庭木監理 |
| ○緑地、公園管理 | ○機械、設備の保守、点検、修理、部品交換 |
| ○溝掃除（水路の堆積物の除去等） | ○商品売上、建売住宅の販売 |
| ○自家用工作物に関する工事 | ○測量 |
| ○産業廃棄物の処理、土砂の撤去 | ○路面清掃 |
| ○浄化槽の清掃 | ○電球の交換 |
| ○除雪作業 | |

4 その他の書類の記入例

(1) 窓口キャッシュレス決済貼付用紙記入例

※ 埼玉県電子申請・届出サービス、納付書での納付の場合、この書類は不要です。

日付 ／

窓口キャッシュレス決済 県控え貼付用紙

許可番号 ✓ 999999

納付者 埼玉 太郎

申請者 県庁建設工業(株)

県担当者

☆ 許可番号・申請者・納付者のご記入をお願いします。
 (納付者は、来庁者ご本人のお名前・法人名・行政書士事務所名いずれでも可)

貼る枚数

○ クレジット・デビット 2枚

○ 電子マネー 1枚

○ コード決済 1枚

○ 手数料一覧表

審査件数	X・Z・W	P	合 計	審査件数	X・Z・W	P	合 計
1業種	10,400	600	11,000	16業種	44,900	3,600	48,500
2業種	12,700	800	13,500	17業種	47,200	3,800	51,000
3業種	15,000	1,000	16,000	18業種	49,500	4,000	53,500
4業種	17,300	1,200	18,500	19業種	51,800	4,200	56,000
5業種	19,600	1,400	21,000	20業種	54,100	4,400	58,500
6業種	21,900	1,600	23,500	21業種	56,400	4,600	61,000
7業種	24,200	1,800	26,000	22業種	58,700	4,800	63,500
8業種	26,500	2,000	28,500	23業種	61,000	5,000	66,000
9業種	28,800	2,200	31,000	24業種	63,300	5,200	68,500
10業種	31,100	2,400	33,500	25業種	65,600	5,400	71,000
11業種	33,400	2,600	36,000	26業種	67,900	5,600	73,500
12業種	35,700	2,800	38,500	27業種	70,200	5,800	76,000
13業種	38,000	3,000	41,000	28業種	72,500	6,000	78,500
14業種	40,300	3,200	43,500	29業種	74,800	6,200	81,000
15業種	42,600	3,400	46,000				

(2) 技術職員略歴書記入例

※原本は A4 サイズ

記入例

技 術 職 員 略 歴 書

現 住 所	(記入不要)		
氏 名	本 庄 喜 一	生 年 月 日	平 成 2 年 1 月 1 日 生
営 業 所 等 名 称	県庁建設工業(株)	職 名	工 事 主 任
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	自 H 2 2 年 4 月 1 日	〇〇土木(株) にて 土木一式工事及び管工事 の施工に従事	
	至 H 2 8 年 3 月 3 1 日		
	自 H 2 8 年 4 月 1 日	県庁建設工業(株) にて " の施工に従事	
	至 R 3 年 3 月 3 1 日		
	自 年 月 日	にて の施工に従事	
	至 年 月 日	に従事した期間と建設工事の業種が明確になるように記入すること。 の施工に従事	
	自 年 月 日	にて の施工に従事	
	至 年 月 日	にて の施工に従事	
	自 年 月 日	にて の施工に従事	
	至 年 月 日	にて の施工に従事	
	至 年 月 日	本人が記名した日(審査基準日以降、申請日まで)を記入すること。 の施工に従事	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3 年 5 月 25 日		氏 名 本 庄 喜 一	

※注意事項

- ① 実務経験年数は、申請者以外の他社における年数も通算できます。
- ② 同時に複数の種類の建設工事の施工に従事していた期間について、実務経験を重複して計算することはできません。
例えば並行して、舗装、しゅんせつの両方に従事（１５年）していたとしても、舗装の実務経験期間を（１０年）に算入した期間を、重ねてしゅんせつの実務経験に算入することはできません。（しゅんせつの実務経験期間は５年となります。）

(3) 建設機械等の保有状況記入例

建設機械等の保有状況

(埼玉県経営規模等評価申請用)

例 (審査基準日)
令和7年3月31日
(申請書提出日)
令和7年6月1日

許可番号
第999999号

申請者
県庁建設工業(株)

審査基準日
令和7年3月31日

表1 対象となる機械等の種類・要件

番号	建設機械	要件
①	ショベル系掘削機	—
②	ブルドーザー	自重3トン以上
③	トラクターショベル	バケット容量0.4㎡以上
④	モーターグレーダー	自重5トン以上
⑤	移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上
⑥	ダンプ車	車検証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトラレーラ」「ダンプセミトラレーラ」の記載のあるもの
⑦	高所作業車	作業床の高さ2m以上
⑧	締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー(自走可能なものに限る)
⑨	解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機

※2 リース終了日が審査基準日から1年7月後より前に到来する場合、下のリース契約に関する申出書に記載があるもののみ加点する。

通番	建設機械の番号	メーカー名 型式等	製造・車台番号	要件	所有・ リース	取得日	審査基準日時点で有効な 法定検査実施年月日
1	①	〇〇〇 〇〇〇	××××	—	所有 リース	R2. 8. 1 ~ R7. 8. 31	R6. 12. 25
2	②	〇〇〇 〇〇〇	××××	1. 3㎡	所有 リース	H10. 6. 29	R7. 1. 21
3	③	〇〇〇 〇〇〇	××××	3. 5t	所有 リース	H12. 8. 2	R6. 7. 6
4	④	〇〇〇 〇〇〇	××××	6. 0t	所有 リース	R6. 8. 31	新規
5	⑤	〇〇〇 〇〇〇	××××	4. 2t	所有 リース	H25. 11. 2	R5. 11. 23 ~ R7. 11. 22
6	⑥	〇〇〇 〇〇〇	××××	ダンプ	所有 リース	H29. 7. 9	R8. 11. 27
7	⑦	〇〇〇 〇〇〇	××××	2m	所有 リース	H31. 1. 20	R6. 10. 2
8	⑧	〇〇〇 〇〇〇	××××	ロードローラー	所有 リース	R5. 6. 15	自動車検査証の 「有効期間の満了する日」を 記入
9	⑨	〇〇〇 〇〇〇	××××	鉄骨切断機	所有 リース	R5. 9. 28	R7. 2. 17

記載要領
1 「建設機械の番号」欄 ※表の建設機械に対応する番号を記入してください。
2 「要件」欄 ※建設機械の種類に応じて下記のとおり記入してください。
- ショベル系掘削機: 記入不要
- ブルドーザー: 自重(トン)
- トラクターショベル: バケット容量(㎡)
- モーターグレーダー: 自重(トン)
- 移動式クレーン: つり上げ荷重(トン)
- ダンプ、締固め用機械、解体用機械: 種別
- 高所作業車: (m)
3 「所有又はリース」欄 ※該当するものに○をつけてください。
4 「取得日又はリース期間」欄 ※売買契約書等の契約日又はリース契約書等における契約期間を記載してください。
5 「リース契約に関する申出書」欄 ※リース契約終了日が今回申請を行う審査基準日から1年7か月以内に終了する建設機械等について、契約終了後も契約を更新し、引き続き審査基準日から1年7か月以上使用する場合に通番を記入、チェックを入れてください。

移動式クレーン検査証の「有効期間」を記入
- 審査基準日が有効期間内にあること
- 経営規模等評価申請時まで更新されている

リース契約が審査基準日後1年7か月以内に終了するが、リース契約の更新、延長及び買い取りを予定している場合は申出書に記入

リース契約に関する申出書

埼玉県知事 殿

上の通番(①)の建設機械については、リース契約が今回申請を行う審査基準日から1年7か月以内に終了しますが、リース契約の更新、延長及び買い取りを予定していることを申し出ます。なお、この申し出の内容を履行しなかった場合(廃車等やむを得ないと認められる場合を除く)は、虚偽の申請を行ったとして、建設業法の規定に基づく監督処分の対象となることを了承します。

上記に該当する場合はレ点(チェックマーク)を記入してください。

チェック欄 ☒

内容確認後、レ点

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日 平成 28年11月30日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状 ダンプ	
車	登録年月日が 審査基準日以前であること ※保有開始の時期は売買契約書 又はリース契約書で確認 車台番号を建設機械保有状況欄 に記載のこと	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車体の形状が 「ダンプ」 「ダンプフルトレーラ」 「ダンプセミトレーラ」 であること	
車		長さ	幅	高さ	前部		
型		式	総排気量又は定格出力	燃料の種類			
式							
所有者の氏名又は名称							
所有者の住所							
使用者の氏名又は名称							
使用者の住所							
使用の本拠の位置							
有効期間の満了する日	令和 6年 11月 27日	審査基準日が 有効期間の満了する 日 以前であること 備考欄に積載物が土 砂以外の記載がある 場合は不可					
備考							

移動式クレーン検査証



評価対象は「移動式クレーン」のみ
「クレーン」(固定式クレーン)は対象外

様式第21号 (第59条関係)
(表面)

第 号 移動式クレーン検査証	
製造検査又は使用検査申請者名及び住所	
設 置 地	
事 業 の 名 称	
種 別 及 び 型 式	
つり上げ荷重	t
製造検査又は使用検査の 製造検査番号	
有効期間	検査有効期間
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	都道府県労働局長 印

(裏面)

日	付	記	事	欄	検査 番号
月	年	日			
月	年	日			
月	年	日			
月	年	日			
月	年	日			
月	年	日			
月	年	日			
月	年	日			
月	年	日			
月	年	日			
月	年	日			

クレーン安全規則(第59条)関係(第21号)

つり上げ荷重3t以上

審査基準日が
有効期間内であること
※経営規模等評価申請時
までに更新されている
場合は新しい検査証で可

（４）経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第２号）記入例

様式第２号

（用紙Ａ４）

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第１８条の３第３項第２号の規定に基づく確認を行うため、
.....県庁建設工業株式会社.....の令和 **６** 年 **４** 月 **１** 日から令和 **７** 年 **３** 月 **３１** 日までの第 **４８**
期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及
び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業
会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対
象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事 殿

令和 **７** 年 **５** 月 **１５** 日

商号又は名称 県庁建設工業株式会社
所属・役職 経理部長

氏 名 埼玉 次郎

常勤の役職員に限られる。
（外部の税理士等は対象ではない。）

以上

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。

	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を終了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。 建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。 工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。 工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。 実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。 工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。 工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。 分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。 JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。 当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

(5) 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)記入例

様式第3号

(用紙A4)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長

令和 7 年 5 月 15 日

北海道開発局長

埼玉県 知事 殿

住所

さいたま市浦和区高砂3-15-1

商号又は名称

県庁建設工業株式会社

代表者氏名

代表取締役 埼玉 太郎

通番	氏 名	生年月日
2	埼玉 次郎	昭和33年8月8日

記載要領

- 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

(6) CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)記入例

様式第4号

(用紙A4)

令和5年 3月 31日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	浦和 一郎	H5年5月5日	12

1級又は2級技士の一次検定試験に合格した者(1級技士補・2級技士補)や許可は受けているが経営事項審査で申請していない業種についての技術者等、技術職員名簿(2005帳票)に記載のない者で該当者のみ記入する。

「CPD単位内訳一覧表」の「経審での換算単位数」と一致

CPD単位取得数 = CPD認定単位 ÷ 各認定団体の定数(告示別表第18) × 30
上限は30とし、計算結果が30を超えた場合は30とする。(小数点第一位切り捨て)

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50	公益社団法人日本建築士会連合会	12
一般財団法人建設業振興基金	12	公益社団法人日本造園学会	50
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	公益社団法人日本都市計画学会	50
一般社団法人交通工学研究会	50	公益社団法人農業農村工学会	50
公益社団法人地盤工学会	50	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20	公益社団法人日本建築家協会	12
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人全日本建設技術協会	25	一般社団法人電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益社団法人土木学会	50	公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12
公益社団法人日本技術士会	50		

上記技術者が取得したCPD単位の合計(①)	12
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計(②)	15
CPD単位総計(①+②)	27

記載要領

項番49 CPD単位取得数

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

CPD単位数チェック用

プルダウンリストから選択

番49 CPD単位取得数
(自動計算で表示)

- 51

(8) 技能者名簿（様式第5号）記入例

様式第 5 号

例 (審査基準日)
令和5年3月31日

審査基準日以前において認定能力評価
基準により評価を受けている場合、そ
の最も新しい評価を受けた日を記入

(用紙A4)

年 3月 31日

技能者名簿

[illegible]

記載要領

項番50 技能者数

項番50 技能レベル向上者数

項番50 控除対象者数

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

5 特殊な事例の場合の記入例

完成工事高の年額換算等

合併等の理由により決算期を変更した場合は、完成工事高や減価償却実施額等の年額換算が必要になります。下記の例を参考に【20002帳票】を作成してください。

(1) 決算期を変更した場合の記入例

別紙一

決算期を3/31から9/30に変更した場合（土木一式工事）

審査対象事業年度の完成工事高：300,000千円（うち元請完成工事高300,000千円）R6. 4. 1～R6. 9. 30（6か月）

前審査対象事業年度の完成工事高：480,000千円（うち元請完成工事高480,000千円）R5. 4. 1～R6. 3. 31（12か月）

前々審査対象事業年度の完成工事高：460,000千円（うち元請完成工事高460,000千円）R3. 4. 1～R5. 3. 31（12か月）

申請者 県庁建設工業 株式会社

審査対象事業年度の前審査対象事業年度
前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

前審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた事業年度を記入

審査対象事業年度の始期は審査基準日の12か月前の年月を記入

項番 3 1

自 0 4 年 1 0 月 至 0 5 年 0 9 月

自 0 5 年 1 0 月 至 0 6 年 0 9 月 1 (1.2年平均) 2.3年平均)

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度 5年 4月～ 6年 3月

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度 4年 4月～ 5年 3月

前々審査対象事業年度完成工事高を算定する際に用いた事業年度を記入

業 種
コード 3 2 0 1 0

完 成 工 事 高 (千円)

元 請 完 成 工 事 高 (千円)

完 成 工 事 高 (千円)

元 請 完 成 工 事 高 (千円)

工事の種類 土木一式工事

完 成 工 事 高 計 算 表

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度 480,000×6/12
=240,000

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度 460,000×6/12
=230,000

元 請 完 成 工 事 高 計 算 表

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度 480,000×6/12
=240,000

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度 460,000×6/12
=230,000

完成工事高
300,000×6/6
+480,000×6/12=540,000

元請完成工事高
300,000×6/6
+480,000×6/12=540,000

審査対象事業年度を12か月にするため、前審査対象事業年度の完成工事高6か月分と、前々審査対象事業年度の完成工事高6か月分をそれぞれ按分して加算（千円単位以下は切り捨て）

審査対象事業年度を12か月にするため、不足分を前審査対象事業年度の完成工事高を按分して加算（千円単位以下は切り捨て）※余白に審査対象事業年度の算式を記入

対象事業年度
審査対象事業年度の
前審査対象事業年度 0

対象事業年度
審査対象事業年度の
前審査対象事業年度 0

工事の種類 PC工事

完 成 工 事 高 計 算 表

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度

元 請 完 成 工 事 高 計 算 表

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度

工事の種類 その他

完 成 工 事 高 計 算 表

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度

元 請 完 成 工 事 高 計 算 表

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度

工事の種類 その他 工事

完 成 工 事 高 計 算 表

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度

元 請 完 成 工 事 高 計 算 表

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度

合計

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無)

(2) 法人設立日(事業開始日)を審査基準日とする場合の記入例

別紙一

例)

法人設立年月日 令和6年11月7日

(用紙A4)

20002

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

事業年度の欄にはすべて「0」を記入

申請者 県庁建設工業 株式会社

項番	31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分	
		自00年00月 至00年00月		自06年11月 至00年00月 1 (1.2年平均) 2.3年平均)	
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月～ 年 月		
		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月		
業種コード	32010	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類	土木一式工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類	PC工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類	その他	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
合計					

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

6 主な問い合わせ先一覧

(1) 申請に関する問い合わせ・相談・連絡先

問い合わせ事項	問い合わせ先	電話番号
経営状況分析に関する事項	登録経営状況分析機関（５７頁参照）へお問い合わせください。	
財務諸表の作成方法		
建設業許可に関する事項 決算変更届	埼玉県県土整備部建設管理課 建設業担当 さいたま市浦和区高砂３－１５－１ 県庁第二庁舎３階	048(830)5176

(2) その他の審査項目（社会性等）関係機関連絡先

取扱業務名	取扱機関名	電話番号
建設業退職金共済事業	勤労者退職金共済機構建退共埼玉県支部	048-861-5111
中小企業退職金共済制度	勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部	03-6907-1234
法定外労働災害補償制度	（公財）建設業福祉共済団	03-3591-8451
	（一社）全国建設業労災互助会	03-3518-6551
	（一社）全国労働保険事務組合連合会	03-3234-1481
	（一財）建設業振興基金	03-5473-4581
建設業経理士	（一財）建設業振興基金	03-5473-4571

(3) 技術者の資格に関する問い合わせ・相談・連絡先

資格・検定	実施機関	電話番号
土木施工管理技士	（一財）全国建設研修センター	042-300-6860
管工事施工管理技士		042-300-6855
造園施工管理技士		042-300-6866
電気通信工事施工管理技士		042-300-0205
建築施工管理技士	（一財）建設業振興基金	03-5473-1581
電気工事施工管理技士		
建設機械施工技士	（一社）日本建設機械施工協会	03-3433-1575
建築士（１級・２級・木造）	（公財）建築技術教育普及センター	03-6261-3318
建築設備士		
電気工事士・電気主任技術者	（一財）電気技術者試験センター	03-3552-7691
技術士	（公社）日本技術士会	03-6432-4585
職業能力開発促進法に基づく資格（技能士）	埼玉県職業能力開発協会	048-829-2801
消防設備士	（一財）消防試験研究センター 埼玉県支部	048-832-0747
地すべり防止工事士	（一社）斜面防災対策技術協会	03-3438-0493
計装士	（一社）日本計装工業会	03-5846-9165
給水装置工事主任技術者	（公財）給水工事技術振興財団	03-6911-2711
基礎施工士	（一社）日本基礎建設協会	03-6661-0128
	（一社）コンクリートパイル建設技術協会	03-5733-5881
解体工事施工技士	（公社）全国解体工事業団体連合会	03-3555-2196
監理技術者資格者証	（一財）建設業技術者センター 埼玉県支部	048-837-2729

(4) 登録経営状況分析機関一覧表

登録 番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-7106
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(有)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田町2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NK B	福岡県北九州市小倉南区葛原本町6-8-27	093-474-1561
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

7 経営事項審査を受けなければ請け負うことのできない公共工事発注者一覧

国	(公財) J K A
地方公共団体	(国研) 科学技術振興機構 ※(国研)は国立研究開発法人をいう
沖縄振興開発金融公庫	(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構
(株)国際協力銀行	(国研) 日本原子力研究開発機構
(株)日本政策金融公庫	(国研) 理化学研究所
港務局	首都高速道路(株)
国立大学法人	消防団員等公務災害補償等共済基金
社会保険診療報酬支払基金	新関西国際空港(株)
水害予防組合	地方競馬全国協会
水害予防組合連合	中間貯蔵・環境安全事業(株)
大学共同利用機関法人	東京地下鉄(株)
地方公共団体金融機構	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者
地方公共団体情報システム機構	(独) 環境再生保全機構
地方住宅供給公社	(独) 勤労者退職金共済機構
地方税共同機構	(独) 中小企業基盤整備機構
地方道路公社	(独) 農業者年金基金
地方独立行政法人	中日本高速道路(株)
独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。)	成田国際空港(株)
土地開発公社	西日本高速道路(株)

土地改良区	日本私立学校振興・共済事業団
土地改良区連合	日本たばこ産業(株)
土地区画整理組合	日本電信電話(株)等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社
日本下水道事業団	農林漁業団体職員共済組合
日本司法支援センター	阪神高速道路(株)
日本中央競馬会	東日本高速道路(株)
日本年金機構	本州四国連絡高速道路(株)
日本放送協会	旅客鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社

8 総合評定値の計算方法

全国統一基準のため、国土交通省関東地方整備局「経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き」を御覧ください。なお、今後ホームページの更新があった場合は資料名等が変わる可能性があります。

掲載先URL (https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000860265.pdf)

埼玉県経営事項審査

で検索！

変更点などのお知らせは、

埼玉県のホームページで随時お知らせします。



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/keishin/index.html>

埼玉県経営事項審査スマート予約システム

で検索！

経営事項審査の受審の予約はこちらから。

<https://saitama-keishin01-smart.resv.jp/>



〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県土整備部建設管理課 審査・指導監督担当(経営事項審査)

TEL 048-830-5183

FAX 048-830-4867

MAIL a5190-09@pref.saitama.lg.jp